

# 第 1 回 三 番 瀬 再 生 会 議

## 速 記 録

日時 平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日 ( 月 )  
午後 6 時 1 5 分 ~ 午後 9 時 2 0 分  
場所 千葉県労働者福祉センター

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
2 . あいさつ .....	1
3 . 委員紹介 会長あいさつ .....	1
4 . 議 事 .....	5
( 1 ) 三番瀬再生会議の組織について .....	5
5 . 知事あいさつ .....	1 8
6 . 議 事 .....	
( 1 ) 三番瀬再生会議の組織について .....	2 3
( 2 ) スケジュールについて	
ア 個別検討委員会の基本的な考え方について	
( 3 ) 三番瀬再生会議への報告事項	
ア 平成 1 6 年度事業について .....	2 9
( 4 ) その他 .....	3 7
7 . 閉 会 .....	3 7

## 1. 開 会

事務局 ただいまから第1回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

## 2. あいさつ

事務局 初めに、副知事から一言お願いいたします。

大槻副知事 皆さん、こんばんは。副知事の大槻でございます。

委員をお引き受けいただきました皆さん、さらにはオブザーバー参加をいただきました国、市の皆さん、それと会場にご参加の皆さん、年の瀬、師走も切羽詰まった時期、皆さんいろいろお忙しい中、スケジュールを調整していただきまして、本日の第1回「三番瀬再生会議」にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。

本来でございますと、第1回目でございますので、堂本知事からご挨拶を申し上げるところでございますが、所用が重なりまして、後ほど7時前後に参加する予定でございます。その段階で知事からは改めてご挨拶申し上げますので、議事を進めさせていただきたいと存じます。

知事からは、本会議の会長に、東京大学の西先生にぜひお願いしたいということでございますので、以降よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

## 3. 委員紹介 会長あいさつ

事務局 続きまして、委員の皆様をご紹介いたします。

学識経験者につきましては、

当会議の会長にとの指名がありました、都市計画の分野で東京大学教授の大西隆さんでございます。

海洋環境の分野で、国土交通省国土技術政策総合研究所部長の細川恭史さんです。

鳥類の分野で、(財)日本野鳥の会評議員の蓮尾純子さんです。

環境政策の分野で、千葉大学助教授の倉阪秀史さんです。

底生生物の分野で、東京大学大学院助手の清野聡子さんです。本日、遅れてまいる予定になっております。

保全生態学・環境教育の分野で、江戸川大学助教授の吉田正人さんです。

海岸工学の分野で、千葉工業大学教授の矢内栄二さんです。

水環境の分野で、(独)水産総合研究センター室長の中田薫さんでございます。遅れております。

都市計画の分野で、千葉大学助教授の村木美貴さんです。

漁業の分野で、東海大学名誉教授の工藤盛徳さんです。

以上10名の皆様です。

続きまして、地元住民の皆様を紹介します。

市川市からは、市川市南行徳地区自治会連合会長の歌代素克さんです。連絡がございまして、本日は欠席となっております。

船橋市からは、船橋市自治会連合協議会副会長事務局長の本木次夫さんです。

習志野市からは、習志野市連合町会連絡協議会副会長の木村幸雄さんです。

浦安市からは、浦安市自治会連合会長の岡本孝夫さんです。

以上 4 名の皆様です。

公募委員の皆様をご紹介します。

市川市にお住まいの川口勲さんです。

船橋市にお住まいの米谷徳子さんです。

浦安市にお住まいの後藤隆さんです。

以上 3 名の皆様です。

環境保護団体の代表を紹介します。

NPO 法人「ベイプランアソシエイツ」理事長の大野一敏さんです。

「市川緑の市民フォーラム」事務局長の佐野郷美さんです。

「千葉の干潟を守る会」の竹川未喜男さんです。

以上 3 名の皆様です。

地元経済・産業界といたしまして、

千葉県商工会議所女性会連合会副会長の佐藤フジエさんです。

続きまして、オブザーバーとして出席いただいておりますのは、

水産庁からは、漁港漁場整備部計画課課長補佐の大隈篤さんです。

国土交通省関東地方整備局からは、企画部長の木村昌司さんです。本日は、技術企画官の今井さんにご出席いただいております。

環境省からは、自然環境局自然環境計画課長の黒田大三郎さんです。

市川市から、まちづくり部長の田草川信慈さんです。

船橋市からは、企画部長の平川道雄さんです。本日は企画部参事の宇都さんが出席されております。

習志野市からは、環境部長の渡辺富次さんです。

浦安市からは、経営企画部長の藤澤邦夫さんです。

以上でございます。皆様、よろしく願いいたします。

それでは、大西会長にご挨拶をいただきたいと存じます。

大西会長 大学のほうで研究室の学生が亡くなって、その対応でバタバタしていたものですから、遅参いたしました。大変申しわけありませんでした。

今、副知事を通じまして、知事からこの再生会議の会長をやれというご下命をいただいたわけでありますが、なかなか大変な役を引き受けてしまったなと思っています。

多くの方は円卓会議に参加しておられまして、円卓会議の 2 年間にわたる議論の結果、再生計画案をつくってきたわけでありまして、その意味では、この後継の再生会議は、既にでき上がっている再生計画案を守りながら実施していくということに主たる役割がある。そういう意味では、かなり詳細にわたってここに書き込まれているので、そう大きな仕事はないのではないかと当初私は考えていたわけですが、この間、この再生計画案をまとめたのが今年 1 月ですから 11 ヶ月経つわけですが、いろいろな動きを見ていますと、必ずしも千葉県全体あるいは三番瀬の周辺の方々が再生計画案のもとで一つにまとまっているわけではない。円卓会議としてはこれをまとめたわけですが、これを実施していくにあた

ってはさらに大きく賛同の輪を広げていく必要があるわけですが、それがこれで十全に果たされているわけではないということをいろいろな局面で思い知らされたわけです。

その意味では、一言で言うと、再生計画案を円卓会議でつくったというのは2年間にわたる大変な仕事の成果であります。これを実施していくと、条例案もありますからそれは条例として制定する必要がありますし、いろいろな事業についての提案が、特にアクションプランとしてこの中にいろいろ書かれているわけですが、その一つ一つは、公共事業なり、あるいはNPOを中心とした民間の方々のいろいろな活動として実現していくわけですが、そうした実施は、円卓会議での2年間の議論とは別な新しい展開、あるいはある意味ではいろいろな課題を乗り越えていかなければいけない困難な展開がこれから始まるということ、この数ヶ月間で感じたわけです。その意味では、比較的軽い気持ちで岡島会長からバトンタッチされたような感じもするのですが、バトンが持ってみたら非常に重かったという気がいたしております。

私はこれから二つ申し上げたいと思うのですが、そういう人間が会長では困るという人がたくさんいらっしゃればその任に堪えられないと感じているわけです。したがって、ある意味で決意表明みたいなことにはなりますが、そう大げさなものではありませんが、その二つを申し上げたいと思います。

一つは、「原点に戻る」ということが必要だなと思っています。

たしか知事が2001年に知事になられて、当初、幾つかの機会に、この三番瀬のことに言及されて「里海」という言葉が使われたわけです。この再生計画案の中には、「里海」という言葉は、私がざっと読んだ感じでは、本文の中では余りたくさん出てこない、1カ所発見いたしました。余り使われていないのですが、「里山」という言葉と関連させて「里海」という言葉を使ったのだろうと推測するわけです。

「里山」というのは、ある程度定着した日本語であります。農村地帯が山に迫って、山と農村が一体化して、薪炭林を山で育てたり、あるいはきのこを採取したりしながら、山の自然の恵みをいろいろな格好で人間が使いながら生活していた。もちろん山から水が湧き出てくる、あるいは山に湛水されるという機能も農村を維持していく上で非常に大事だということで、まさに人間が開発した農村地帯と自然との境、その一帯を「里山」というふうに呼んでいて、この部分はある意味で人為的空間でもあるし、また同時に貴重な自然の空間でもある。その一体的な領域が人間の生活にとって非常に大事だということなのだろうと思いますが、それと似たような点が里海にも言えるのではないかと。

「里海」というのは、海という大自然であります。それが人間の生活の場に非常に近づいている部分、特に三番瀬は大都市の一角の市川、船橋、あるいは浦安の街が面している海ですから、そこでさまざまな人間と海とのつながりがこれまであったのだろうと思います。もちろんその中には、継続されている漁業のようなものもあれば、切断されてしまった関係というものもある。そのことはるる再生計画案に書いてありますが、それを再生させるということが大きなテーマであります。その場合に、「里海」という概念を私は重視したいと思っています。ある意味ではこれは誰も触れてはいけない超自然ではないし、もちろん埋め立てて陸にしている場所ではない。しかし、そこには自然と人間とのいろいろな営みの交換が展開される場所だと考えていく必要があるのではないかと。そういう観点からこの計画の実施というのを私は考えていきたいと思っています。

二つ目は、円卓会議というのは、そもそもの発想は、三番瀬をめぐるいろいろな利害関係者といえますが、いろいろな立場の人が一堂に会して自由に議論をしながら今後の三番瀬の方向について考えていこうという気持ちからつけられた略称でありますし、事実そうした場として円卓会議が機能してきたと思っています。ただ、この間、残念なことに、特に円卓会議の一角を占めていた漁業関係者の方が、この再生会議には今のところ出席されていない。委員として承諾されていないわけです。大野さんのように、漁業関係者で自然保護団体の代表という格好で出席している漁業に熟知されている方ももちろんいらっしゃるわけですが、いわゆる漁業協同組合という格好で漁業関係者の方が出席されていたわけですが、今回はまだ出席されていません。幸いに、先般、12月24日に漁場再生検討委員会というのが、工藤先生をはじめとする方々によって組織されまして、これは県のほうで準備されたと聞いていますが、漁場の再生についての議論が始まったと聞いています。私はこれを高く評価したいと思いますが、しかしこれは再生会議とは別な形態、場での議論であります。でき得ればこの再生会議にもぜひ漁業関係者の方にも入っていただいて、いろいろな意見を述べていただいて合意を形成していきたいと考えているわけです。したがって、いま再生会議として発足するわけですが、引き続き私としては漁業関係の方々に参加を呼びかけて、その窓は閉ざさないでいきたいと考えております。

以上が、出発にあたって私が感ずるところであります。やや抽象的ですが、「里海」という言葉にこだわっていきたいというのが1点です。それから、ぜひ漁業関係者の方にご参加いただきたいというのが2点目であります。

しかし、そうした漁業関係者の方々がいない中で、幸いにも、さっき申し上げたような漁場再生検討委員会が発足しておりますので、そこにご出席の委員の方々にこの場でもそこでの議論を紹介していただきながら、いらっしやらない間、ある意味では漁業関係者の方々の三番瀬にかかる思いを我々としても理解しながら議論を進めていくことになるのかなと思っていますが、ゆくゆくはそうした格好で漁業関係者の方も含めた再生会議としてこの会議を整えていきたいと考えるわけです。

以上二つのことを申し上げたいと思っています。

もし、そういう二つのことを考えている者がこの席に座るのはふさわしくないということが皆さんの多数であれば、私はその任にふさわしくないということになりますが、この点はいかがでございますか。皆さんにいきなり詰問するようで恐縮ですが。

概ね賛成いただけますか。

( 拍 手 )

大西会長 ありがとうございます。

それでは、概ねの方に賛成いただいて、それがちゃんと議事運営にあらわれるかどうかということでもたご不信を抱くことがおありかと思いますが、そこは先々で注意していただくことにしまして、今のような基本的なスタンスで会長として役割を果たしてまいりたいと思います。

もとより、この再生会議も円卓会議と同様、皆さんの議論を尽くしていただいて、その合意を目指すというのを第一義にしたいと思っています。しかし、設置要綱について少し議論が残っているところが準備会議の段階でありましたので、きょうは、正式に委員の方々にご参加いただいたので、設置要綱の一部について当初議論して、設置要綱を固めて、

正式に設置要綱を持った会として発足するという段取りになっております。そういう意味ではやや変則的なスタートになりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

少し長くなりましたが、以上、会長としてのご挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)

事務局 どうもありがとうございました。

#### 4. 議 事

事務局 それでは、これから議事に移ります。

これからの進行は会長にお願いいたします。

大西会長、よろしくをお願いいたします。

大西会長 それでは、議事に入ります。

今回の再生会議でもせっかく大勢の方に傍聴に来ていただいておりますので、傍聴の方々にもご発言いただく機会を設けたいと思っています。したがって、この再生会議そのものの議論は途中で時間を残すために打ち切らざるを得ない場面もあると思いますが、ご協力よろしくをお願いいたします。また、終了時間は、きょうについては8時30分となっております。どうぞよろしくご協力をお願いいたします。

##### (1) 三番瀬再生会議の組織について

大西会長 それでは、三番瀬再生会議の組織について、資料がいろいろありますが、まず設置要綱案まで県から説明していただいて、意見交換をすることにしたいと思います。

では、事務局のほうでよろしくお願い申し上げます。

三番瀬再生推進室長 それでは説明させていただきます。県の三番瀬再生推進室の星と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料 No. - 1 をお開き願います。1ページです。

「三番瀬再生会議の設立に向けての経過」ということで、先ほど大西会長からのお話でしたが、まず三番瀬再生計画検討会議、いわゆる円卓会議が、2年間の検討を経て「三番瀬再生計画案」を作成していただきまして、今年の1月22日に知事に提出されたということでございます。このことについては、31ページから33ページに「三番瀬計画案〔骨子〕」という形でつけておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

1ページに戻っていただきまして、それを受けて、今度は県としての三番瀬再生計画をつくるべく、そのための諮問機関を立ち上げたいということで、(仮称)三番瀬再生会議準備会を8月と9月の2回にわたり開催しました。特に設置要綱案についてご審議いただき、県のほうに意見をいただいたということでございます。そこでいろいろ意見が出て、一部修正等も加えて、本日、三番瀬再生会議として会議開催ということになりました。

次のページ、資料 No. 1 - 2 でございます。

県としての三番瀬再生事業の実施方法ですが、県が策定する三番瀬再生計画、これは基本計画と事業計画から成るわけですが、それと、県の再生計画に基づき実施する再生事業ということで、知事の諮問機関として三番瀬再生会議を設置したということでございます。

下の四角ですが、三番瀬再生計画（基本計画）は、第2回目以降、三番瀬再生会議において提示していきたいということで、本日はまだ提示できません。それと三番瀬再生会議事業計画策定ですが、必要に応じて「個別の検討委員会」を知事の下に設置して事業計画を策定したいと考えております。

次のページ、資料 No. 1 - 3「三番瀬円卓会議と三番瀬再生会議の機能等の対比表」です。「目的」を見ていただきたいのですが、いわゆる円卓会議は、三番瀬の再生計画を検討し知事に提案するために会議を設置したということでございます。一方、この三番瀬再生会議ですが、三番瀬に係る再生、保全、利用について、知事の諮問機関として再生計画、それに基づき実施する再生事業に対して意見を述べる、三番瀬の再生を県民とのパートナーシップのもとに能動的に進めることを目的として設置するというところでございます。

「所掌事務」以下については、後ほどまた説明させていただきます。

その関係を図示したものが4ページの資料 No. 1 - 4「知事と三番瀬再生会議の関係」ですが、知事から諮問して再生会議は答申するというところでございます。

なお、下部組織として評価委員会があるということを一応ご承知いただきたいと思っております。

本題の設置要綱（案）ですが、5ページ、資料 No. 1 - 5をお開き願います。

「『三番瀬再生会議』設置要綱（案）」ということで、2回の準備会を経て議論いただいたものを修正して、こちらに提案させていただきました。

「(目的)」にございますが、諮問機関であるということで再生会議を設置するという形になってございます。

特に2条、「(所掌事務)」ですが、

再生会議は、「(1) 県が策定する三番瀬再生計画について、知事の諮問に応じて答申を行う」ということで、基本的計画（基本的な考え方）と総合的・計画的に講ずべき施策について、知事の諮問に応じて答申を行うというのが1点目でございます。

2点目として、三番瀬の再生に係る事業について重要事項、特に事業計画について、知事の事前説明に対して意見を述べる。

3点目として、実施事業の内容とか環境影響についての検討状況等の報告を受けて、意見を述べるということでございます。

4点目として、三番瀬の自然環境及び再生事業について評価するというところでございます。

5点目として、必要があると認められたときは知事に意見を述べるができる。

6点目として、その他知事に建議することができます。

というようなことが所掌事務として掲げられております。

委員の構成ですが、3条にございますが、7ページに別表第一ということで、1 学識経験者、2 地元住民、3 公募による者、4 漁業関係者、5 環境保護団体関係者、6 地元の経済界・産業界関係者ということで、定数を25人以内としてございます。先ほど大西会長から話がございましたように、学識経験者10名、地元住民4名、公募による者3名、漁業関係者こちらが4名抜けております、環境保護団体関係者3名、地元の経済界・産業界関係者1名の25名ということで、定数はこちらに書いてございます。

5ページに戻っていただきまして、委員の任期ですが、3条2項「委員の任期は、2年



とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。」「委員は、再任されることができる」というのが3項でございます。

それからオブザーバーですが、「オブザーバーは別表第二に掲げる者をもって充てる」ということで、こちら7ページの別表第二にオブザーバーとして7機関の名前を掲出してございます。ということで、「(オブザーバー)」というところを設けてございますので、ご承知おき願いたいと思います。

それから「(会長等)」、5条でございます。「再生会議に会長1名、副会長1名を置く」。会長は委員の中から知事が指名するというので、先ほど知事から指名がございましたとおりです。3項ですが、「副会長は会長の指名により定める」ということになっております。副会長は会長を補佐する、その職務を代理するという一般的な規定でございます。5項ですが、「会長は会議を代表する」という形になってございます。

6ページ、「(会議)」、第6条です。「会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる」ということでございます。「会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる」。3項として、「会議の結論は、委員の合意に基づいて会長が判断する」。4項ですが、「会議参加者の意見やインターネット等を用いた県民の意見を聞くように努める」ということで、県民参加と情報公開というようなところでございます。5項は、「会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない」ということで、会議の成立要件という形でここに入れてございます。委員の半数以上がなければ開くことができないということでございます。

次に「(評価委員会の設置)」ですが、第7条として、再生会議に評価委員会を置くということでございます。「評価委員会は、三番瀬再生会議の指示に基づき、次の事務を行う」ということで、

- (1) 自然環境の定期的なモニタリング手法の検討及びモニタリング結果に基づく三番瀬全体の影響の評価。
  - (2) 再生事業の実施に伴う周辺環境への影響予測、モニタリング手法に対する意見及びモニタリング結果に基づく影響の評価
  - (3) 評価に基づく再生事業の継続の適否について三番瀬再生会議への報告。
  - (4) その他再生事業について専門的な分野における助言
- ということになっております。

8条に事務局のことが書いてございます。

「(その他)」ですが、9条に「再生会議の運営に関して必要な事項は会長が三番瀬再生会議に諮って定める」ということになってございます。

以上、雑駁でございますが、三番瀬再生会議の設置要綱について説明させていただきました。よろしく願いいたします。

大西会長　　ありがとうございました。

委員の方々は、就任の承諾をされる際に、この設置要綱案についてご覧いただいたと思います。したがって、今ここで設置要綱について議論するというのは、おかしいと言えればおかしいのですが、実はこれまでの経緯で、設置要綱の中の特に5ページの第2条のあたり、再生会議がどういう活動をするのか、「事務を行う」という表現ですが、その中の2番あるいは3番あたりが準備の段階でいろいろ議論になりました。そこで、このあたりに

については委員を引き受ける際に保留していただいて、新しい再生会議の冒頭、今の会議ですが、この場で意見をいただいて、ここは場合によっては多少修正をする、その願いを知事にしよう。これは知事が定める設置要綱ですので。その点については保留して委員に就任、承諾していただいて結構ですという合意が、準備会議であったということです。その関係で、今、ちょっと異例ですが、この点の議論をしようということです。

それでは、今の説明で議論をオープンにしたいと思います。発言をお願いいたします。

工藤委員 多くの委員の皆さんが円卓会議以来の常連といいますが、そういう皆さんでございますが、私は新米でございますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

新米、新入りなものですから、わからないことがたくさんございます。まず、そのところで一つお願いしたいと存じます。

今、会長さんから第2条の件がございました。まさにこのところでわからない部分がございます。特に私どもは、仕事柄、法令等を専門としておりませんから、なおさらわからないのですが。比べるということだけはできます。

この原案をいただいたときに、以前の円卓会議の設置要綱と比較してみました。そうしますと、(1)に相当する部分が、いろいろな意見を集約して検討するということになっていました。それを知事に対して答申するというか、意見を述べる。この辺は同じだと思います。まあ、似たり寄ったり。その次に、2条の(2)だと思ったのですが、いま記憶にないのですが、事業を提案するのですが、事業を決定することはできないということが明言されておりました。当たり前なことだと思いますね。一応明言してあった。こちらの新しい再生会議では、その辺が特に断られていないということですが、当たり前なことだからいいのかなと。諮問に応じて答申をするというのが仕事ですから、県のやっていらっしゃる事業、ほかにこんなこともやれとか、あるいは今やっていることはけしからんとか、そんなことを申し上げて、事業の仕事そのものへ直接タッチしていくようなことは当然差し控えるべきことなのだろうと、私自身はそう想像しているのですが、その辺の法令解釈上の問題ですが、ひとつ事務局から、比較した上でどうなのだというご説明いただけたらうれしいと思います。

大西会長 今回の比較のもと、皆さんのお手元の「三番瀬再生計画案」の198ページの設置要綱と比較されているということでしょうか。

工藤委員 多分そうだと思います。

大西会長 これは事務局が作成した知事さんの要綱案ですので、事務局のほうで考えを述べていただけますか。

三番瀬再生推進室長 設置要綱ではございませんが、198ページとの比較ということによろしいでしょうか。

工藤委員 比較しながらお話をさせていただいたのですが、比較というよりは、むしろ第2条にかかわるところの事務の所掌と決定権、この辺のところを明確にいただければと思います。

三番瀬再生推進室長 後ほど「再生会議の役割について」というところで若干説明しようと思っていたのですが、第2条の部分ですが、第2条1号「再生計画について、知事の諮問に応じて答申を行う」ということですが、先ほど言いましたように、基本計画部分 基本的な考えとか統合的・計画的に講ずべき施策について、諮問・答申が行われるということ

です。2号は、「再生、保全、利用に係る重要事項について、知事の事前説明に対して意見を述べる」ということで、これは諮問ということにはなりません。基本的には重要事項と考えていますが、事業計画にかかわる部分について、県の事業計画　こういうものをつくる予定でこういう形で進めていきたいというものについて、意見を言っていただくという形でございます。県のほうが策定して行うという形になっておりますので、再生会議のほうで策定するというのではないという認識を持っているのでございますが。

大西会長　　よろしいでしょうか。

工藤委員　　確認できたように思います。

大西会長　　ほかにございましたら、どうぞ。

後藤委員　　今の点ですが、基本計画部分と事業計画部分をはっきり切り分けてしまうと、今回の再生会議で、例えば基本計画部分と事業が合わないというような議論ができないという解釈ですか。

三番瀬再生推進室長　　基本計画と事業計画という形になるのですが、事業計画というのは、基本計画を受けた中において事業計画をつくってまいるということですので、リンクする話だと私どもは承知しております。

大西会長　　今のは、再生計画の基本計画と事業計画、これは後で出てくるのですが、「再生計画（基本計画）」「再生計画（事業計画）」とあるように、再生計画としては両方を含むということですから、1番目の「再生計画について諮問する」というところにこれが入ることになります。

竹川委員　　再生事業という定義ですが、設置要綱の第1条にも「再生事業」という名前が出ています。でも私の理解では、今の基本計画、事業計画はすべて再生事業という範疇の問題だと思います。したがって、再生事業の中には、前回の準備会で話をしたような個別のいろいろな事業があるわけです。ここでも再生事業の個別の事業として位置づけられているわけです。そういう意味合いで、広く再生事業と言った場合には、そういう個別計画も全部含めて解釈したほうがよろしいのではないかと。その辺の解釈が違ってまいりますと、再生計画と事業計画、これは個別事業も含めて、そういった計画が最初の原点に戻るということで非常に重要な意味を持つてくるのではないかと思うのですが。その辺は確認ですが。

三番瀬再生推進室長　　ご指摘のとおり、個別事業も含んだ計画となると思いますので、それは事業計画という中で個別事業という形で出てくるかと思います。その上に基本計画というものがあると認識しているのですが。

倉阪委員　　今の工藤さんのお話ですけれども、県が決めたことについて恐れ多くてこの円卓会議は何も意見を言わないということであると、我々は何のためにここにいるのかという話になるわけです。ただ、この円卓会議というのはこれだけ公開の場で議論をするわけですから、おかしな意見、おかしな寝っ転がってひっくり返すとか、合理的でないような意見を押し付けるような議論は、公開でやって意見の発言内容はすべて記録されて、誰が何を言ったかみんなわかるという中での議論では、そう起こらない、これまでも起こっていないのではないかと考えています。そういった意味では、合理的、建設的な意見をたたかわせて、より効果的な再生事業ができるようにみんなで考える場、これが円卓会議であって、その考える対象としては、個別の事業内容もその対象から外れるわけではないと認識しております。

工藤委員 多少誤解を生じたようで、申しわけありません。

ここでもう既に書かれていますように、「再生計画については、知事の諮問に応じて答申をする」ということですから、諮問があつての話で、それ以上のものは逸脱してまではできないというのは当たり前だというだけなのです。

それからもう一つ、県がおやりになっていることに対して云々というのは、県自身がもう既にこういう手続を踏んで、この再生会議も一つの事業を決定していくまでのプロセスだと思つたのです。こういったところに相談をかける、諮問を受ける。そういったところを踏んで、さらには県の場合には県独自に、例えば予算化という問題がありますが、予算化する場合には、これは県議会を通して行っている。県議会というのは、我々と違って皆さん選挙で選ばれた選良によって行われているのですから、そういう県議会を通して事業化している段階のものに対して我々は口を余り差し挟むことはできない。ただし評価はできるということですね。ここには、「自然環境及び再生事業について評価すること」というのがありますから、事業が展開されていってある程度進んでいる状況を見ながら、しかるべき科学的な手法を用いてこれを評価する、これはいいのではないのでしょうかね。そういった許されたことは行く。ただ、既にそういうふうに予算化されている問題に対して口を差し挟んで止めてしまうような、そういう無理なことはしないということだと思つたのですね。そういうことを私は申し上げた。

何もやらないということではないのです。県のことはこちらからいろいろ言つて初めてうまくいくのですから、事前の諮問というものがあつますから、それに対しては十分に検討を加える。なるべくいい答申をするということですね。ただし、そういったものをちゃんと手順を踏んだ上で、さらに県会も通つて予算化されて事業が執行されようとしているときに、既に執行計画が出てしまつているのがあつますが、それに差し止めはしないということですね。

佐野委員 工藤さんの今のご発言に対しての私の意見ですが、再生計画案の中に非常に重要な事項として順応的管理というものがあつまして、そこでは、事業が予算がついて執行されたとしても、それがその後の調査やモニタリングによって予想とは違つていた、環境に対してマイナスになるじゃないかというときには、直ちにそれをストップして計画を見直すとか、あるいは、時にはその事業を中止することができるというようなことが書かれております。もちろんこれはあくまでも案でありまして、知事がそのとおりにするかどうかについてははまだまだわからない部分はあるのですが、そこは再生計画案の非常に重要な部分です。したがつて、1条の2行目「知事が三番瀬再生計画案を尊重して策定する」というこの「尊重」というところを考えれば、当然その考え方は盛り込まれる可能性は非常に高いわけですので、工藤さんの今のご発言はちょっと違うところがあるかと思つました。

倉阪委員 私も役人をやっている経験はあるわけで、予算がつくということと、それをどのように執行するのかということは、やはり区別される話でありまして、決められた予算を上回つて使いなさいということは言えません。そこは限られた範囲の中で効果的に予算をつけるとか予算を使うという工夫は必要なのです。ただ、使い方にあつて、どのようにその予算を使うのかということについて、これは裁量が役所のほうに残るわけですね。すべて議会のほうが決め切らない部分があるわけですね。それは当然でありまして、佐野さんが指摘されたような順応的管理、何かあつたらそれに応じて臨機応変に対応しなければいけな

い場面もあるわけです。そういった場面で、再生会議の例えば評価委員会の科学的なデータが役立つとか、そういったこともあるわけですので、したがって議会が関与して予算がついたものは止められないということではないのではないかと思います。そこはここで明確にしておかないといけないかなと思ひまして、発言させていただきました。

工藤委員　たびたび申しわけありません。

その順応的管理に関しては十分理解します。問題は、「止められる」「止められない」ということですが、私どもが行うのは評価であって、止めることではないというのが私の考え方です。そういう差し出がましいことは申しません、評価はします、ということですね。「これを実行すると大変危険ですよ」、あるいは「再生につながりませんよ」という評価はできるのです。それから判断して、止めるのは県当局だということです。

吉田委員　工藤委員がおっしゃったことは、8ページの「会議の役割について」に、再生計画には基本計画と事業計画と両方あって、基本計画については諮問・答申、事業計画については説明に対する意見と、この辺は明確に書かれておりますので、そのとおりだと思います。予算がついたものについて止めるための会議ではないと。もちろんそうなのですが、今まであったこととして、例えば外来種の貝などが入った砂の覆砂問題とか、そういったことがありましたが、決して止めることが目的であったわけではなくて、この中で自然環境上の評価をした中でたくさんの意見があって、結果的には外来種を持ち込まないということは皆さんの判断として非常によかったと思ひますし、ほかの外来種が入った地域と比べると非常によかったことだと思ひますので、一度予算がついたものは変えられないというわけではなくて、こういった中で科学的な議論をした上で、それがよいのであればこちらから評価という形で申し上げる。そういうことはこの会議の役割ではないかと思ひます。

倉阪委員　おっしゃるように、こちらが止める権限を持っているかという、そういう権限は持たされていないということです。そこは会議の性格上、諮問をし、意見を述べる、そういった性格にとどまるわけです。

工藤委員　ありがとうございます。大変明確に認識いたしました。

大西会長　やっていくとそんなに明確でないところも出てくるかと思ひますが、この文字面をもう1回確認しますと、再生計画について諮問を受けて答申する。これは、案が示されたものに対して我々が議論して答えを出すということです。再生計画には、後で出てきますが、繰り返しですが、基本計画と事業計画というものが入っていて、事業計画の中には、委員会の基本構成、検討委員会の運営方法等、基本的な事項を含んだものが案として出されるということです。それについての議論をします。

2番目の「再生、保全及び利用に係る重要事項について、知事の事前説明……」、これがまだ「重要事項」としか書いてありませんのではっきりしませんが、我々は三番瀬の環境影響ということについて特に関心を持っている会議ですから、そこにかかわるような問題が出てきた場合に、知事からの説明に対して意見を述べる。

それからモニタリングのことが出ていて、(5)に「必要があると認めるときは知事に意見を述べる」、あるいは(6)には「会長が必要と認めた事項について建議する」ということもあって、上のほうが与えられたテーマに対して答えを出すということに対して、こちらのほうでは自ら必要と認めたことについては意見を述べるという権能も与えられているというふうに考えているわけです。

したがって、どういう場面で何が必要になるのかということは予測がつきにくいわけですが、こういう機能を十分発揮することが再生会議の任務ということになると思います。

今までですと、2番目の「重要事項」というのがちょっと曖昧な点もあったということで、これは少し走りながら考えていかざるを得ないのかなと思っているわけですが、あらゆる場合を想定してどこからどこまでが重要事項かというのはここで断定はできないので、概ね諮問、答申、説明、意見、事業の評価、それから意見を述べるというような役割があるということを確認していただいて、よろしければこんな方向で行きたいと思うのですが、委員の中から重ねてご意見がありますか。

後藤委員　今の説明で大体わかったのですが、前回の円卓会議でもそうですが、市民の提案とか、新しい技術的な知見とか技術が出てきた場合に、それはきちっと押えて事業計画の中に提言していくという部分があるので、(5)と(6)の「建議」ということで解釈すれば、そういう認識を得られれば私は結構だと思います。

大西会長　それでは、大体議論が出たようですので、これは重要な点ですので、今までの事務局からの説明は設置要綱案までについてで、委員の中では特に設置要綱案の第2条をめぐる意見が交換されましたが、No. - 1から資料 No. 1 - 5までに関連して会場の方から意見があればお願いいたします。

発言者A　千葉市のAと申します。

準備会のときもちょっと問題になったのですが、今も問題になっているのは、個別の検討委員会の設置のことです。これと再生会議の関係は、この後のほうになりますが、再生事業を見ると、個別の検討委員を設置するまでは再生会議から意見を受け云々となっているのですが、一旦できてしまえば、後は再生会議は蚊帳の外である、全く個別の検討委員会が何をしようとも何も口を挟むことができないというふうに解釈できるのですけれども、これは必ず後で問題になると思いますから、設置要綱が何かでそういう環境をきちんと書いておくべきだと思います。

発言者B　今の質問ともかかわるかと思いますが、私は、「順応的管理を重視している」という円卓会議の答申を考えたときに、評価委員会というのはとても重要な役割を担うことになるだろうと思います。そういう観点からいきますと、「評価委員会の設置」の中で「評価委員会は、三番瀬再生会議の指示に基づき、次の事務を行う」となっているのですが、「指示に基づき」ということの具体的な内容ですが、例えばこれは学者とか専門家になるとなっていますが、専門家でも、自然再生の場合にはなかなか意見が異なると思うのですね。そういう場合に、委員が何名とかどうかというのは事業によっては異なってくるからここではそういうことまでは明記できないかとは思いますが、例えば一つお聞きしたいのは、「指示に基づき」という意味は、この事業計画については、評価委員会を設置した場合、何名でどの委員を委嘱するとか、そういうことも再生会議で決めて依頼していくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

大西会長　一通り会場から意見を伺って、まとめて回答するものは回答させていただきたいと思います。

発言者C　再生計画検討会議と今回の再生計画会議との違いは、いま事業の実施段階に入ってきて新しい段階を迎えたということですが、その違いを除けば、非常に重要なことは、これまでの円卓会議が、県にプランをお任せするのではなくて、市民が専門家の協力を仰ぎ

ながら県と一緒に計画をつくるというところ、これは全国でも例を見ない大事なところではなかったかと思えます。その点の継承を今の第二段階の会議がしていただけるかどうか。それは、ここに堂本知事さんもお見えになっていますが、堂本知事さんの最初の県政についての一つの展望といいですか、目標といいですか、それがあって実現したわけですが、知事さんにも、この方針が将来とも貫かれていくかどうかということをはっきりと伺いたいと思えます。

大西会長 会場からの意見は今の三つといたします。

今の中で、設置要綱にかかわるところですが、1番目のご指摘の個別検討委員会が独走してしまうのではないかとありますが、「(所掌事務)」の第2条の(3)に「実施事業の内容や環境影響について検討状況等の報告を受け、意見を述べる」というのがあります。これが個別事業のモニタリングです。個別事業の節目で報告を受けて、それに対して意見を述べる。ある意味でモニタリングをしてチェックするということが行われる。(4)では、「再生事業について評価する」ということがあります。これは、個別の事業はそれぞれそれなりに問題を生じるように行われても、それが複合したりする、あるいは三番瀬そのものに別の要因で影響があらわれて、それが個別事業にも影響があらわれるということもありますので、個別事業を離れて三番瀬全体の環境影響あるいは環境の状態について評価することが必要ではないかということが(4)に書かれています。これは特に評価委員会の活動にかかわるところだと理解しています。ということで、個別の実施事業についてもここでモニタリングの制度があるというのが、これを読んだ理解であります。

2点目の評価委員会をどういうふうにつくっていくのかということについて、これは事務局のほうから考えを。例えば人選をどういうふうにするのか。「評価委員会を置く」と書いてありますが、この意味は、ここで人選を決めるということなのかどうかですね。

三番瀬再生推進室長 先に言うてしまうのですが、13ページ、資料 No. 1 - 8、「『評価委員会』について(案)」と提示してございます。その中の「目的」ですが、三番瀬全体の自然環境への影響を評価するために、三番瀬再生会議の下部組織として専門家による「評価委員会」を設置することにしております。再生会議の下部組織ですので、再生会議の中で決めていただくことではございますが、一応の案として考えているのは、準備会のときに景観なども含めて評価委員会を設置したらどうかという意見がありましたので、構成は10名とさせていただいております。

役割ですが、先ほど設置要綱の中にもございましたが、再生会議からの指示によって次のような役割ということで、これは同様なことが書いてございます。会議の開催方法についても従前通り公開でやっていきます、参加者に対する発見の機会も付与されますという形で一応まとめてございます。

今回は、この評価委員会について案という形でご承認いただければ、再生会議として下部組織としての評価委員会の設置要綱等々を示すことになろうかと思えます。

大西会長 これは円卓会議のときの経験でもありますが、円卓会議の中に幾つか会議を設けて、それがいろいろな議論を行ってきたわけで、そのときは、どんな会議をつくるのかここに言っている設置要綱ですね、それからどんな人がその会議のメンバーになるのかということについては、親委員会である円卓会議でも承認するという段取りを経てきたわけです。会議が増えてきて、どこで何が決まったのかお互いがわからないということになると

会議はうまく進まないの、この再生会議の場にはいろいろなことが報告される。余り報告の場だけになってしまっても形骸化するので、そこは一定の評価委員会の議論の進化、独自性を持っていただかなければいけません、それに足るメンバーをきちんと選んで、きちんとした節目節目の報告は再生会議にさせていただくという格好で進めていくのがいいと思っています。ですから、独走することはないけれども、それなりのしっかりした評価委員会として、ある意味で再生会議にも物申すような場面もあるかもしれないと考えるわけです。

佐藤委員 一応 16 年 1 月 22 日に知事に三番瀬の円卓会議の基本計画が出されて、その回答がまだこないうちに……。もう出されましたから、今度、県のほうのお仕事で、県のほうで三番瀬の再生計画案が出る前に、基本計画で不備なことがたくさんあったよ、県ではできないよということがここにたくさん出ていますが、基本計画が出されたその裏づけをここに出しておいて、それから再生会議に諮られて、これを検討していく。一旦は知事のほうに答申したから、役所のほうで基本計画から事業計画を起こして、基本計画は 2 年間もさんざん審議して提出したものですから、基本計画は曲げないで、あと細かいこと、ここには県でやれないもの、また地元でやれないものとたくさん出ておりますので、それから県の三番瀬再生計画案というものができていいのではないかと思う。基本計画を出したけれども、その回答がきちっと出ない前に、もう再生と出てきているから。県のほうでここまでできるけれどもここから先はできないよというものをきちっと出されて、これはうちのほうでやるかお宅のほうでやるかというような感じだけではなくて、基本計画を曲げないで、これを出していただいて、その後で三番瀬再生計画が出てきていいのではないかなと、そんなふうに思いますが、違いますか。

大西会長 まさにおっしゃるとおりで、それを待っているわけですが、今おっしゃるこれ（三番瀬再生計画案）を県に提出したので、県のほうでこれを踏まえて県の計画をつくるわけです。今、その作業をしていただいていると思いますが、それを決めるときに手続があって、一つは関係市の長にこれでいいかということを知る。それから漁業関係者にこれでいいか意見を聞く。そういうことを踏まえて、この再生会議に諮問するということになっているのです。その受け皿としてこの組織がないと、県が案をつくっても、最後に「これでいいか」と聞く場がないので、まずこれをつくったというふうに私は理解していて、我々の最初の重要な仕事は、県から来る諮問案を議論することだと思っています。ただ、それには少し時間がかかるだろう。今申し上げたように、関係市あるいは漁業者の意見を聞くというプロセスがあると思います。

佐藤委員 県からの基本計画の回答を待って三番瀬の再生計画案に入っていくほうが、順序でわかりやすいのではないかと思います。

大西会長 中身の議論はおっしゃるとおりです。きょうはまだ中身の議論はしてなくて、枠組みの議論です。議論の場をどうつくるかということで、今、設置要綱を議論しているわけですから。

竹川委員 2 点ほどあります。

一つは、第 6 条です。「必要に応じて会長が招集する」と。県のほうの説明では、設置要綱その他の論議は数回必要ではないか、あとは年 4 回くらいの程度でという話があります。スタートして年 4 回で、さまざまな問題が消化できるか、時間として十分かどうか、



若干懸念されるのですが。その場合に、大西会長は適宜さばいていただければ一番いいわけですが、でき得れば、例えばこの委員の3分の1程度が会長に要請すれば開いていただけたということがあれば望ましいのではないかとということが一つです。

もう一つは、第3条で委員の任期があるわけです。先だって三番瀬漁場再生検討委員会を傍聴させていただきましたが、あそこは任期が3年とありました。したがって、個別の検討委員会の大もとの三番瀬再生会議のほうの委員の任期についても、やはり整合性を持っておいたほうが先々よろしいのではないかと思います。その辺の問題について、事務局のご見解を賜りたい。

大西会長 1点目について私からお答えしたほうがいいのかと思います。

円卓会議の経験で、円卓会議の経験とばかり申し上げると新たな委員の方は抵抗があると思いますが、経験上、委員がみんな集まるということがかなり大変なのですね。1年目は毎回次回の会議を決めていたので、大体1月先とか2月先の日程が決まるわけです。逆に言えば1月前とか2月前に決まるので、都合がつかない方が多かったですね。それで途中から、1年間の会議の開催日の予定を全部決めてしまって、そうしたところ出席率がかなり向上したということがあります。これはお忙しい方が委員になっているのでやむを得ないことだと思いますね。

私の心づもりとしては、1年目は2月に1回ぐらいのペース、年6回。円卓会議の場合は1月に1遍でしたので、今回は既にこういった計画案を出しているの、これをベースに議論ができるということ踏まえると、初年は2月に1回ぐらいなのかなと。その様子を見てすべてのいろいろな活動が軌道に乗ってきたら年に4回ぐらいというのもあるのかなと思いますが、あらかじめ設定したいと思っています。

実は円卓会議のときも、そうは言っても臨時に開かなければいけなくなった場合もあります。その場合には、やりくりしてできるだけ多くの方に出席していただける日を選んで数週間後に設定したこともあります。開くということで、その辺は、皆さんの「この辺で必要だね」という声がある程度あれば、適宜判断してそういうことをしていきたいと思っています。

それから、2点目について、任期は2年で再任ができると書いてあるので特に問題ないと思いますが、個別の検討委員会のそれぞれ設置要綱ができるわけですが、これはそれぞれ違うということもあると思いますが、その整合性について事務局のほうで考えがあったら述べてください。

三番瀬再生推進室長 再生会議についてですが、2年という根拠ですが、ほかの審議会等が概ね2年ということ参考にして、任期を2年にさせていただきました。なお、先ほど漁場再生検討委員会が3年というご指摘を受けましたが、それについては今後検討させていただきたいと思っておりますが、とりあえず審議会については概ね2年という審議会が多いということで、この審議会については2年という提案をさせていただいたところです。

大西会長 この点は準備会でも特に問題が出ていないので、委員の方々は承知していただけたと理解しています。

それから、招集についても、これは実際に成立要件がありまして、半数以上の出席がなければ成立しませんので、それを考えると、あらかじめ設定しておくというのを原則としたいと思います。ですから、1年間の予定を立てておくことにしたいと思います。もし必

要があれば、その間に会議を入れるということで、これはその都度日程を調整しなければいけないと思っています。

大野委員 2条の(2)の重要事項のことですけれども、これは誰が重要か重要でないか決めるわけですか。

大西会長 そこはまだ少し曖昧に残っているのですね。言葉はこのままにして、少し具体の中で詰めていく。

大野委員 県が決めるのか、この会議では重要とするのか、それはまだ決めないということですか。

大西会長 おのずから重要だということがあるのだらうと思いますが、見解が違った場合には、この会議で重要だと思ふことを尊重していただくということになると思いますね。

川口委員 基本的な確認ですが、この会議に漁業関係者が出られない理由を、県のほうでご存じでしたら伺いたい。

それと、いま発言が出ましたが、漁場再生検討委員会というのができたということで、新聞記事を読みますと、再生会議の下部組織ではないということ、その会議はこの組織図としてどういう位置づけになるのか。それから、そちらで出た意見と再生会議の意見の調整はどうするのか。

その点だけを確認しておきたいと思います。

大槻副知事 初めての審議でございますので、前回の円卓会議の議論経過を承知していない方には大変不自然な状況かと思えます。私ども、この会議にぜひ出席をしてもらうべく、今年に入りましてからもいろいろな機会にお話ししているのですが、率直に申し上げて、前会議の中における議論経過、いろんなことがございました。漁業者の立場からある事業をやっていききたいということやら、さらにラムサール条約問題とか、非常に幅広い中で漁業者の皆さんと意が添わぬケースが多々あったということが、この円卓会議に参加を固辞している背景にございますが、そこを個々今申し上げるよりは、今後の実践の中で、この会議の運営の中で、漁業者の皆さんにもご理解いただくような形で私ども事務当局は努力していきたいと思っております。

2点目の、先般24日に立ち上がりました委員会ですが、平成13年のこの会議開始とほぼ時期を同じくして、漁業者の皆さんから私ども県に対して、「非常に資源環境が悪化しているので、その問題を早急に解決すべくいろいろな検討をぜひ進めてもらいたい」と強く要請がございました。しかしながら、この円卓会議も限られた時間で幅広い議論がありましたものですから、個々の資源論というのはなかなか詰めた議論はできませんでした。そういう意味で、私どもとしては漁業者の意向を強く受けて今回の会議を立ち上げたわけです。ご存じのように、千葉県は全国的に見ても水産王国という名前を誇ってきたわけですが、昨今、資源事情が非常に悪化している、後継者の皆さんが非常に少なくなってきた等々、漁業を取り巻くいろいろな環境問題、自然環境もあります。経営という問題もひっくるめて非常に多くの問題を抱えております。そういう問題を解決するための一つとして、社会的にも注目されている三番瀬、東京湾の最北部にあります江戸前の漁業を復活しようという大きな気持ちもございまして、今回立ち上がったわけでございます。したがって、漁場再生委員会のほうで今後かなり突っ込んだ産業論としての議論の積み重ねがいくと思っておりますが、その結果で実行することがこの円卓会議の趣旨と離れたようなこと

になってもこれは困りますので、その辺は私どもが間に入りまして随時皆様にご報告する等必要な調整をやって事業を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

米谷委員　私も円卓会議のときにワーキンググループでノリ養殖の見学に行って漁業の方と意見交換したりしましたし、また環境保護団体の方と探鳥会にも行きまして、双方の事情、県の事情は準備会とか説明会を通してある程度は理解しているつもりです。ただ、今回、24日の漁場再生委員会を25日の新聞で知るまで知らなかったの、傍聴できるならば、再生会議の日程だけではなく、メールで知らせてほしかったと思ひました。

大西会長　設置要綱までの点に限って議論したいと思ひます。本体の議論はその後やりたいと思ひます。

佐野委員　では、いま言ひたかたことは後にしたいと思ひますが、もちろんこの条文の中に盛り込まなくて結構なのですが、大事な点を確認しておきたいと思ひます。

一つは、市民参加と完全情報公開は確保された会議であるということは、円卓会議と同様と考えていいの、かどうか。

それから、円卓会議のときに、私はこれは一つの大きなネックだったなと思ひているので言ひさせていただくのですが、ここに出席されている委員の皆さんの立場といいですか、つまり、自分が所属する団体の代表という形でこの席にいるのではなくて、あくまでも個人の資格で参加している、ここで三番瀬の再生に向けて大切なことを各自考えながら発言していくというところを、ぜひ確認していただきたいと思ひます。

もう一つは、先ほど川口さんからもお話があったように、やはり円卓会議が決めた再生計画案がベースになっていくわけです。そういう意味では、2年間の円卓会議がどういう会議だったのか。もちろん、こちら（三番瀬再生計画案）が配られているのでそれを読めばいいのだという方もいらっしゃるかもしれませんが、共通の土俵を持つという意味では、この会議の前半1回か2回、ぜひ、2年間の円卓会議はどのようなものだったのか、そして再生計画案の大事な部分は何なのかというところを勉強する場が必要ではないか。さらに言えば、これも円卓会議の大きな反省ですが、みんなで現場を見るということ必ず早い段階で一度ぜひやりたいと思うのですが、そこら辺は、条文に書き込まなくても結構ですが、そういう方向で行きたいと思ひますが、いかがでしょうか。

大西会長　まず会議の公開性ということについては、この中でも6条の4あたりに書いてありますし、まさに円卓会議の経験もありますので、今も傍聴の方に入らせていただひてやっております。もちろん傍聴の数はある程度のところ制限せざるを得ないということもあると思ひますが、そういうことをやっていくし、インターネット等によって情報発信をしていくとか、いろいろなことをやっていきたいと思ひます。

最後におっしゃった学習、あるいは現場を知るということについては、第1条（目的）のところ、特に「県民とのパートナーシップのもと能動的に進める」という文章を入れたのはそういうことを表して、学習はさることながら、現場を知りながら議論を進めていきたいと思ひます。これはいつ頃設定するかということもあると思ひますが、なるべく早い機会にそうしたいと思ひています。

個人としてという点については、なかなか難しいところで、もちろん参加していただくのは個人として参加していただひていますが、それぞれの方はある枠の中から選んできて

いただいているわけです。ですから、その方は、その枠、例えば佐藤委員であれば地元経済界・産業界の関係の方から出ていただいているということなので、ある程度そういう方に共通する意見を代表する意見をお持ちだということが前提になると思います。ですから、全く今の立場と無関係なことを話してくださいと言っても、それはおのずから無理だろうと思います。ただ、ここで話す意見はすべて機関に持って帰って決めてもらわないと話せないということになりますと、これは会議は成立しないので、そういうことではない、代表性を踏まえながら多角的な意見を言っていただけの方というふうを考えているわけです。

まず設置要綱を決めないと始まらないので、設置要綱について、さっきの重要事項2条の(2)については、これから走りながら「重要事項」がどういうものを詰めていこうと。言葉としては、今の段階ではこのままにする。したがって、設置要綱については、いま相互に確認したことは議事録に残りますが、文章としては原文のまま。皆さんはこれはある程度承認して委員をお引き受けになっていると思いますが、改めてここで確認することによってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長　それでは、設置要綱については、再生会議としてもこのままで確認しました。

最初に私がやるべきことは、副会長を指名させていただくことになります。これは設置要綱の5条の3で「副会長は会長の指名により定める」ということになります。

吉田委員に副会長になって補佐していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

大西会長　ありがとうございます。

吉田副会長　大西会長からご指名をいただきました吉田でございます。今回は環境NGOという枠で参加させていただいておりましたが、このたびは江戸川大学の助教授という肩書きで出させていただいております。前回までの再生計画案を踏まえて、よい計画をつくっていきたい。

先ほど会長から「里海」ということがございましたが、環境省の「里山」のパンフレットを見ますと、あそこに出ているすばらしい里山の写真が山古志村の写真なのですね。あれを見ますと、人が自然に働きかけ、またその自然がそれに対する反応をしていくということで、お互いの相互関係でできてきたのが里山だと思えますけれども、里海もそのような人と自然とのかかわりの中でこれから維持されていくものだろう。

里山に関しては、どんどん都市化でなくなっていく中で、「愛される里山が残される」という言葉を、愛知万博の海上の森の活動の中で聞いたことがあります。まことにもっともだなと思います。この三番瀬は愛される里海だと思えますので、皆さんが大事にしていこうと考えていけば、必ずよい再生計画ができると思います。皆さんのご協力をお願いいたします。(拍手)

## 5. 知事あいさつ

大西会長　吉田正人さんに副会長になっていただいて、要綱も皆さんの合意を得て体制も決まったので、ここで、堂本知事さんが先ほどからお見えですので、ご挨拶していただきたいと思います。

堂本知事 皆さん、こんばんは。久しぶりにお会いするという感じでございますけれども、いずれにしても、きょう、第1回三番瀬再生会議を開くことができたこと、大変うれしく思っておりますし、またご出席の皆様、本当にありがとうございます。

今年の1月に三番瀬円卓会議から受け取らせていただいた再生計画案をもとに、県としては、先ほどから報告でございますように、今、計画案を策定中でございます。県としては、最初の報告の中にきちっと位置づけられていますように、この再生会議と密に連絡を取りながら実施に移していくという段取りを取っていくことになっております。特に緊急性のある護岸の改善、改修などについて調査を行わなければならないし、計画案の策定と並行して進めていかなければならないものもございます。その場合でも十分に相談をしながら進めていくことが何より大事だと思っております。

前回に引き続いてお引き受けくださった委員の皆様、ありがとうございます。経験を大いに生かしていただきたいと思っておりますし、新しくご就任くださった委員の皆様も、これからよろしくお願ひしたいと思っております。そして、オブザーバーとして市川市、船橋市、浦安市、習志野市の皆様、そして水産庁、国土交通省関東地方整備局、環境省の皆様、また再度ご出席いただいていることを厚く御礼申し上げます。

そして、きょう、先ほどから出ておりますように、漁業関係者の方はご出席でないこと、大変残念に思っております。いずれの日かこの席に一緒に着いていただけるようにということを強く強く願っているところでございます。東京湾の漁業はまだ健在ということで、漁業振興もしていかなければならないという立場にございますが、引き続きぜひともこの会に参加してほしいと思っております。

今回、議長役をお受けくださいました大西先生、どうもありがとうございました。そして、今、副議長を引き受けくださった吉田さんも、どうもありがとうございました。よろしくお願ひ申し上げます。

先ほど傍聴席から、知事は県民参加型の県政でこういう方式を続けるのかというご質問がございました。ここで答え申し上げたいと思っておりますが、私は、三番瀬に限らず「県民参加型の県政づくり」ということを掲げて皆様に選んでいただいたということなので、これを崩す気持ちは全くございません。そのトップが三番瀬の円卓会議でございました。市民の皆様、環境NPO、専門家の先生たち、そしてオブザーバーの行政の方たち、いつもおられた傍聴の方々、そういった方々全部が、会を何回も何回も重ね、議論を深め、意見をたたかわせてでき上がったのが、この間の報告書だと認識しております。大変レベルの高いものだと思っております。もう一つは、日本の国の中で公共事業が中止されたケースは幾つもございますが、その後このような形で市民のレベルから国のオブザーバーの方たちまで非常に多角的にご参加いただいて議論し、報告書をまとめ、再生の計画まで持っていく段取りを取ったところは、ほかにほとんどないのではないかと。特にこの規模ではないと思っております。その意味で皆様方のご努力に敬意を表したいと思っておりますし、「千葉モデル」と言われているこのやり方ができたこと、そのことを私は大変を誇らしくも、皆様がそこまで持って行ってくださったご努力に感謝申し上げたいと思っております。

報告書が出されてから、ちっとも進まないのではないかとか、条例が通っていないのではないかとか、いろいろご批判をいただいておりますが、何十年という間、紆余曲折を経てくる間に、いろいろこんがらがっている問題、複雑に絡み合っている問題が、いざ実施の段

階になると出てまいります。先ほどどなたかおっしゃいましたように、最初は計画の方向性を出すということでの報告書をおまとめくださいました。しかし、今度は、実施に入る。実際に皆様がおまとめくださった報告書を実施するという段階に入ったわけですから、その段階で、先ほど大西議長さんがおっしゃってくださいましたけれども、関係市との打ち合わせ、あるいは漁業者のご意見を伺いながらというようなことが具体的には出てまいります。少しでも時間がかからないように努力を県庁職員は一生懸命やっておりますが、やっときょうの日にこぎつけることができたことを私はうれしく思っております。

先ほどの、本当にこういう方式でやっていくのかということですが、もしこの千葉モデルが崩れてしまうと、日本の公共事業のあり方自体、また振り出しに戻ってしまう。ある意味では私たちは一つの挑戦をしているとも言えるし、試金石であるとも思っています。どなたがということではなくて、県も市も、何よりもこの円卓会議自体が、日本の公共事業のあり方についてのテストケースを、今までも続けてき、これからも続けていただけるものと思っております。知事としてもそういう気持ちでこの三番瀬の問題に臨んでいるわけでごさいます、皆様とご一緒に考えながら、県がそこで独断専行する気はございませんで、きょうも副知事以下、いつもそうなのですが、出席させていただいて、県、県民、民間、みんな一緒になってつくり上げていくのが三番瀬だというふうにご認識いただけたらいいと思っております。

これは環境の問題ですけれども、それに限らず、例えば福祉の問題、次世代育成の問題、あるいは農業の問題その他も、できるだけ行政と民間、市民との協働の中でいま政策づくりを進めております。その一環として、トップを切っていただけたのが三番瀬でございます。この三番瀬の円卓会議は、全国からも注目されていますので、本当に私としては大事に考えておりますし、日本にとって貴重な存在だと思っておりますので、これからはどうぞ、委員の皆様、傍聴にいつも来てくださる皆様、ご参加くださっているすべての方たち、そしてインターネットで参加したり読んだりしてくださっている県民の方たちも含めて、皆様によるしくお願いしたいと思っております。

ありがとうございました。(拍手)

大西会長 ありがとうございました。

皆さん、いろいろ知事さんにお伺いしたいこともあると思いますが……。

堂本知事 ありますか。何かおありになれば……。

本木委員 非常に前向きな知事さんのお話を伺いました。これまで前半でいろいろ議論が出たこの設置要綱の中で、私は、(目的)第1条の中で「再生計画案を尊重し」という部分を信じたい。この諮問事項についての答申でも、あるいは重要事項について誰が判断するのかという質問もありました。私は、基本的にはまず一次的には知事さんがこれは判断するのだろうと。これらも、再生計画案を尊重するという立場からこういう条項が入っている。さらに知事さんから質問が出ない場合は、私どもが意見を述べることができる。これも再生計画案を尊重する立場でやるのだと。当たり前のことだと言えば当たり前のことだけれども、私どもは何もわからない一市民代表ではありますが、この辺をこういうふう理解していきたい。そのようなことを一言、蛇足ながら申し上げました。

堂本知事 前回の岡島会長から報告書をいただいたときにも、この報告書を尊重させていただきますと。きょう申し上げたのと同じように、本当に皆様方が議論を深め、そして十分に

検討なされた上でつくられた報告書だと認識しています、ということをお願いしました。そのことと全く変わっておりません。もし何か変わることがあるとすれば、予算の額によって変えなければならないことがあるとか、あるいは、あくまでもこの主体は地元の市町村ですから、市のほうの都合との間で調整を必要とするようなことがあるとか、あるいは技術的なことで何らかの調整が必要とされるようなことも出てくるかもしれません。でも、基本的には報告書を尊重させていただきたい。

そして、今これから始まります再生会議の役というのは、そういった微調整になるのか、あるいはそういった地元市との調整の間で変更があった場合に報告をし、ご相談をし、ご意見をいただきながら、一方的に県が決めて先へ進むのではなくて、その場合も皆様とご相談しながら案を進めていくことだと認識しております。

お答えになっているでしょうか。

本木委員 ありがとうございます。

竹川委員 一つ、せっかくの機会ですので。

知事さんにも何回か意見を質問の形で出させていただきましたが、最近の問題でいきますと、県といいましても、三番瀬の問題ですと、今までですと三番瀬プロジェクトチームというのが常に前にあったわけです。最近、今おっしゃった護岸の問題で調査の現場に行ってきましたけれども、あの場合は工事事務所の方々が最先端に立っていらして、三番瀬再生推進室のほうに行きますと、「その話はわからないので、工事事務所のほうに聞いてください」と。それから、この間の漁場再生検討会議に行きましても、さっき米谷さんがおっしゃったように、いつ行われたのかわからない。あの場合は、水産局のオールスターキャストがいらっしゃいまして、三番瀬再生推進室というのが見えてこない。県といいましても、今回の実際の具体的な事業の場では、一つのきちとした県として見える形での計画、理念というのでしょうか、それが常に中心にあって、そのトップに知事さんがいらして、個別の事業についても一本の線を通してわかりやすく運営していただきたい。

堂本知事 工事についてはどうなのでしょう。一つ一つの現場に県の人たちが立ち会っているということはないと思いますが、仕事の内容については県は了解していますよね。

大槻副知事 ご存じのとおり、県も、工事实行から、こういうソフトな話から、幅広い実行をやっております。そういう面では、護岸の関係は県土整備部の出先機関が町村をひっくるめて責任を持ってやっているという意味で、三番瀬チームが全くその話はノータッチでございますという意味ではございませんので。竹川さん、その現場でのやり取りは直接伺っていませんが、そこは誤解なきよう。全体の三番瀬にかかわる総括的な立場でこっちは常に見ておりますので、いろいろ随時ご相談いただければと思います。

堂本知事 プロジェクトチームのほうで県土整備部とも十分そこは連絡を取り合いながらやっていると思いますが、これからはますます連絡を取ってほしいと思うことと、それから漁業の会議ですが、そっちについてはこれから公表していくことは可能ですね。

事務局 漁業の委員会については、公開でやっていくという形になっております。

堂本知事 事前に早目にお知らせするようにしてください。

倉阪委員 質問が一つと、要望を二つさせていただきまます。

質問は、やはり聞かなければいけないかなと思うのが、条例化の話です。再生計画案の中で、制度検討小委員会ではほぼ条例の要綱にあたるようなものまで書かせていただいたわ

けですので、これまで条例化ができていないこと、今後どうなのか、それについて、大西さんが聞くのはなかなか難しいと思いますから、私のほうから聞かせていただきたいと思います。

要望としては、竹川さんが、もっとコーディネーターが必要ではないかという趣旨のことをおっしゃいましたが、私もそれは同感であります。護岸の改修だけではないのですね。再生計画案の市川市側の環境学習エリアのイメージでも、自然再生もやりながら、ここで環境学習もやりながら、まちづくりともちゃんと連携が取れるような形で、人も集められるような形で、いろいろな付加価値を与えるような形で新しいことをやろうというものですので、単に護岸の改修の部局だけではできないと思います。そこはやはり、三番瀬の推進室のほうの機能をもう少し強化していただきたい。

もう一つの要望は、最後の円卓会議のときにも話したのですが、三番瀬の再生に命をかけるような若い研究者を県の研究所のどこかで雇っていただいて、こちらのほうに張りつけていただくような、そういったことをやっていかないと、長期的な再生はなかなか難しいのではないかと。それは1月に話をさせていただいたのですが、それについて改めて要望させていただきます。

堂本知事 最初の条例の問題ですが、この再生会議自体も、1月に報告書をいただいて、今12月ですから、その間1年近く会議を立ち上げることができなかった。ということは、同時に、さっきから、複雑に絡んでいる問題とか、こんがらがった問題とか、抽象的な表現をさせていただいていますが、そういう問題がなかったわけではございません。ということは、そういう問題が解きほぐされないと条例も大変に通しにくいということです。特に条例は、立法府である県議会に権限があるわけなので、こちらでつくっていただいたものをまた県議会で十分に審議して、その上で可決成立するという性格のもので、そういったこんがらがりところが十分に解けて、そしてそこはどうなっているのだというように、それこそ重要事項という形になって、それがトゲになるような状況では通すことが大変難しいと、政治家の立場で言わせていただきますとっております。ざっくりばらんに正直に申し上げますが、とにかく上程すればそれですんなり通るというような状況ではなかった。そしてまた、ぜひそういう状況をつくっていい条例を成立させることがよろしいのではないかと、条例については考えております。

2番目に、「工事だけではない」というのは、おっしゃるとおりで、報告書そのものが里海から里山へということで、そこにまちづくりまで、汽水のところを大変大事にした報告書になっています。その意味で、護岸をつくりながらまちづくり、そしてそこでどういうものが具体の形を示していくかということですが、私も工事の進捗状況まで報告を受けているわけではないので細かいことは存じませんが、多分まだ、アセスメントというか、今、調査の段階なので、まだそこまで到達していない。もっと具体的な実施に入る段階になりましたら、また円卓会議ともご相談をし、それから、いま倉阪委員がおっしゃったような形の、これも異例のことだろうと思いますが、工事は工事だけというのではなくて、まちづくりと工事と。まさに私たちは福祉のほうでは「プレーメン」と言っていますが、口バモイヌもネコもトリもみんな一緒になって、道路づくりのことにしろ、家のつくりのことにしろ、住み方にしろ、そういった多様なものが統合された形で計画され実施されていく、それがいわゆる総合行政だろうと思います。ですから、これは、市民の皆さんにも



ご参加いただくことは大事ですが、3市ありますが、それぞれの市がそういうことについては現場で積極的にそのことを実施していくという立場に立つと思いますし、県としては、市と協力しながら、そして報告書の意を十分にくみながらそのところは実施していきたい。

そして、最後の専門家の話ですが、それができたらとてもいいと思います。いい人材をどこからかぜひ生み出して、そういう若者を。定年に近い人はやめましょう。三番瀬はまだ息が長いですから、息長く仕事ができるような、そういう研究者が出てきたらよろしいのではないかと考えております。

どうもありがとうございました。

大西会長 知事さん、どうもありがとうございました。まだ我々は議論することが少し残っていますので。

もともと三番瀬の話は1期目の知事さんの公約で、埋め立て中止になってここまで計画案ができたわけですが、これから再生計画をつくって再生事業をやっていかなければいけないということで、いよいよ本番になりますので、ぜひ堂本知事のもとの再生会議でありたいと思います。よろしくをお願いします。

( 知事退場 拍手 )

## 6. 議 事

### ( 1 ) 三番瀬再生会議の組織について

大西会長 ちょっと時間が押してきましたが、きょうは非常に重要なところは、知事さんの決意表明ではなくて再生会議の立ち上げ、その前のところです。それと、設置要綱をご了解いただいたというところであります。しかし、まだ重要な議題が残っていますので、時間の関係もありますので、続けさせていただきます。

では、( 1 ) の残りの部分について説明してください。

三番瀬再生推進室長 資料 No. 1 - 6、8 ページをお開き願います。

先ほど再生会議の役割について疑問点等々が出たわけですが、それについて説明させていただきます。

5 ページの設置要綱の第2条の「( 所掌事務 )」の説明になろうかと思いますが、この再生会議の役割として、1点目として「再生計画の策定」というところにどういうふうに係るのかとなりますと、基本計画の諮問を受けて知事に答申を行うことになっております。知事は、答申を受けて、パブリックコメント 広く県民の意見を募集した上で、再生計画( 基本計画 ) を策定することになっております。

次に、基本計画と事業計画を策定することになっていますが、事業計画についてですが、再生会議は、知事から「個別の検討委員会」を設置するための基本的な考え方( 委員の基本構成、検討委員会の運営方法、検討結果の報告方法 ) について説明を受けて、知事に対して意見を言う。知事は、会議から意見を受け、「個別の検討委員会」を設置するための基本的な考え方を定める。知事は、事業計画を策定するにあたり、必要に応じて基本的な考え方に則り「個別の検討委員会」を設置することができる。再生会議は、知事から事前

に再生計画（事業計画）について説明を受け、知事に対して意見を言う。知事は、会議の意見を受け、広く県民の意見を募集した上で、事業計画を策定するという事で、まず計画の策定がございませう。

計画の策定をした後に再生事業を実施していくわけですが、これが「Plan」「Do」「Check」「Action」という形になっておりまして、いわゆるマネジメントサイクルの考え方に沿って進めていきたいと思っております。

第一段階としては、事業計画に基づくところの事業計画の策定、これが「Plan」でございませう。9ページにまいりまして、「再生事業の実施」、これが「Do」でございませう。次に、第3段階として「評価（Check）」というのが入ります。さらに、第4段階の「対策の検討（Action）」がありまして、10ページに「マネジメントサイクルの考え方」、Plan、Do、Check、Actionというような形でやっていきたいということでございませう。

その他として、再生会議としては会長が必要と認めた事項については知事に建議できるということで、再生会議の役割についてまとめさせていただきました。

それをまとめたのが、「マネジメントサイクルによる三番瀬再生事業の進め方（案）」という形で11ページに整理してございませう。Plan、Do、Check、Actionということで、こちらについて若干説明させていただければと思うのは、プランをつくり、それを実施していきます。モニタリングが入ります。これはCheckです。そういったものを三番瀬再生会議に報告を行うということです。

再生会議としては、専門家による評価委員会、ここで傍線が上にありますが、これが検討指示という形になります。また、この評価委員会には三番瀬全体のモニタリング結果も報告される予定ですので、そういうものを合わせて評価委員会は評価して、それを三番瀬再生会議に報告する。その報告を受けた三番瀬再生会議は、継続とか、見直しとか、中止とか、そういう考え方を知事のほうに戻すというのが、「継続・見直し・中止」と書いてある部分でございませう。

さらに、それを受けた県は、評価して、影響がある場合、再生効果が薄いということであれば、見直しまたは中止ということも考えられるということです。また、見直しの中では、もう一度見直してプランをまた練り上げる形が考えられるということでございませう。また、評価してそのまま続けるということもありますし、そこで事業が終了してしまうということも考えられるということで、マネジメントサイクルの考え方に沿って事業を進めていきたいということでございませう。

12ページ、「基本計画策定に当たっての手順」。先ほどから申しているように、手順としては、諮問・答申という形で、パブリックコメントを実施して決定・公表していきたいという図でございませう。

13ページ、資料No.1-8は「『評価委員会』について（案）」で、先ほど説明しましたが、時間の関係で省略させていただきますが、基本的には設置要綱に基づいた評価委員会について説明しているという内容でございませう。

以上でございませう。

大西会長 これについてご意見いただきたいと思っております。

私が先ほど申した点は不正確なところがありました。この案は、設置要綱の2条（1）

にぴったり対応した文言があるのが「再生計画（基本計画）」という部分で、「再生計画（事業計画）」というところは、この案では「説明を受け、意見を言う」ということになっています。少し表現が違う。その説明の内容は、「『個別の検討委員会』の設置に関する基本的な考え方」と、その次に「再生計画（事業計画）について説明を受け、意見を言う」というふうに書かれています。こういう項目が、このまま文言を当てはめると、説明、意見ということになると、(2)の「重要事項」の一部を構成しているということになるのだらうと思います。その点、さっき私は曖昧な意見を述べたかもしれませんが、訂正したいと思います。

この辺は、実際に一つぐらいやってみないとなかなかピンと来ないところもあって、幾つかの事業計画の早目にやらなければいけないものとして、護岸の問題とか、環境教育とか、幾つか既に案が出ているわけですが、そういうところで1回実地にやっていかないといけないのかなと思っていますが、今の段階でご意見があればお願いします。

後藤委員 11ページと12ページの図ですが、これは基本計画策定の部分と再生事業の進め方は全く切れた形になりまして、再生事業のほうでは、三番瀬再生会議はモニタリングのところだけというイメージになるわけです。さっき、重要事項も含めてということは、実施計画の検討も含めて必要があればここに意見を言うことができるという線が全くななくなってしまっているの、断絶したイメージができてしまうので、これは先ほど設置要綱のところを確認したことを図にすると全部切れてしまうので、その辺、注意書きなり入れないと、この図はちょっと危ないのではないかと思います。

大西会長 11ページの図について今の疑問ですが、いかがでしょうか。

三番瀬再生推進室長 8ページに戻っていただきまして、まず「再生計画の策定」というのがございます。これについては、再生会議の諮問・答申と、事業計画については重要事項についての説明をして知事に対して意見を言うという再生会議の役割がございます。そういう形で事業計画をつくっていくわけですが、「2 再生事業の実施」のPlan、Doという形でマネージメントサイクルがいくということで、事業計画があって、それでもって実施計画をつくっていくのですというところがかかわり合いがございますので、図柄ではその辺は説明していなくて、これは再生事業という形になっていましたので誤解を受けるかと思うのですが、基本計画、事業計画、それと実施計画という形になってございますので、その辺ご了解願いたいと思います。

大西会長 実際やってみないといけないのですが、ちょっとややこしいですね。これは、例えば重要事項の中で委員会の基本構成とかそういうのを説明を受けることになっている。したがって、その委員会が個別の事業についての実施計画をつくっていくことになるのですね。そういう今の説明ですね。だから、実施計画については、基本的な重要事項について説明を受けた枠組みの中で、それからつくっていくわけですね。それについては節目節目の報告を受けるということですね。例えば事業計画ができましたということについて、その段階では説明を受けるのでしょうか。そこはどうなのですか。いきなり事業に入っちゃうのか。

総合企画部参事 この後説明するつもりでいたのですが、18ページに「事業策定に当たっての手順(案)」を示しております。

今、大西会長から話がありましたように、まず県の計画の構成については、私どもで

基本計画と事業計画という大きく二本立てで考えております。

基本計画については、12 ページにございますような諮問・答申という形で皆様方の意見を集約して、私どもは基本計画をつくっていききたいと、そういう簡単なフローになっております。

事業計画につきましては、これは後ほど説明する予定でございましたが、18 ページに記載してございますように、あらかじめ「個別の検討委員会」の設置に係る基本的な考え方を県のほうから説明いたしまして、それに対する意見をいただいた上で、あるいはになりますが、例えば環境学習であるならば、そういった個別の検討委員会を知事の下に置いて、そこで具体的な事業計画の案を検討いたします。そのでき上がりました事業計画の案を、計画として固める前に、再度、三番瀬再生会議の皆様方から会議としての意見をちょうだいする。その意見に基づいて修正等を施して、さらにはパブリックコメントを実施し、事業計画として決定する。そのような考え方でございます。

11 ページに戻っていただきますと、11 ページの図柄につきましては、その事業計画に基づいて具体的な事業を実施していく上で、計画ができてしまったら再生会議のかかわりは終わりよということではなくして、計画の具体的な事業の実施にあたって、このようなマネージメントサイクルの考え方で実施していく県の各段階において再生会議はさまざまなかかわり方、意見等をちょうだいする。評価委員会からの三番瀬全体の評価というものを加味した意見としてちょうだいする。

そんな流れでございますので、決して個々バラバラに断ち切れた状態であるということではないと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

川口委員 今の問題と関連すると思っておりますが、「重要事項」という定義の仕方ですね。これは県のほうでは例えば具体的にどういうものを重要事項と言っているのか。(6)で、「会長が必要と認めた事項について」と。「必要と認めた事項」というのは後で会議の中で出てくるのだと思っておりますが、今の段階で、重要事項と重要事項ではないものの住み分けといたしますか、あるいはサンプルがあって、こういうものを重要事項としているのだという例が出ると、この図式も非常に理解しやすくなると思うのですが、いかがでしょうか。

総合企画部参事 重要事項ということについては、先ほど会長のまとめにもございましたように、これから決めていく部分があるかと思っております。私ども現時点で重要事項としてイの一番に考えておりますのは、事業計画の策定ということを念頭に置いております。

お手元の資料で詳しく説明いたしますと、3 ページ、その表の右側の2 番目に「三番瀬の再生、保全及び利用に係る重要事項について」と記載してございます。このカッコの中にごございますように、事業計画を検討するための組織のあり方から入りまして、いま私が申し上げました事業計画案、さらには具体的な再生事業等、これらを私どものほうでは考えているところでございます。

大西会長 私のさっきの説明は誤解を与えたようなので、今、県のほうで3 ページに書いてあるこれを諮問・答申とちょっと勘違いしたところがあります。そちらが重要事項の決まったものだということです。

本木委員 ちょっと理解が困難なのですが、具体的に基本計画については12 ページで説明する、事業計画については18 ページ、こういうお話でした。基本計画については諮問・答申ということになるわけなので、では具体的にいつの段階でこの基本計画が示されるのか。

基本計画が示される前に緊急を要する事業計画なんていうようなものも出てくるのではないだろうかという気もするのですが、その辺の状態をどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

総合企画部参事　　ただいま本木委員のご指摘はそのとおりでございまして、私どものほうでこれから順次この資料に沿って説明するつもりでおりますが、もし許されれば、その説明をした上で、再度今の質問にお答えするような形にしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

大西会長　　その説明が後で出てきますが、その前の再生会議の役割と評価委員会について、ほかの点で何かご指摘ありますか。

竹川委員　　11 ページの「進め方」で、具体的に後からまたおそらくケースで出てくると思いますが、再生事業の実施のところに事前の評価問題が当然ある。18 ページの計画の策定のところにはアセスメントはないのではないかという私の理解なのですが。実施計画ができて、それを実施に移す前に、まずアセスメントがある。そこで見直しとか中止とかいろいろあるわけです。まず実施があって、その結果モニタリングして評価して、そこから見直し、中止というのではなくて、円卓会議の基本的な考え方からしますと、計画ができた、その実施の段階に入る前に十分な環境評価、アセスメントをするということがアクションプランにもあるわけです。その辺でこの評価委員会は役割を果たすはずですし、三番瀬再生会議も事前に基本計画を説明していただいて、そういったアセスメントにも物を言うということが本来ではないかと思っております。後からのケースの話にも関係するのですが、その点あらかじめお伺いしたい。

大西会長　　今の点はいかがですか。8 ページの一番下の記述ですかね。

さっき説明がありましたが、8 ページの一番下に「実施計画の策定」というのがあって、これが今ご質問のところだと思いますが、ここに「事業の実施が三番瀬の再生へ寄与すること及び環境への影響について事前に評価したうえで、計画を策定するものとする。また、その経過についても、再生会議へ報告する」とあります。この点ではないかと思っております。よろしいですか。

竹川委員　　はい。

倉阪委員　　経過について再生会議に報告するというときに、やはり事前・事後の話が出てくるわけですね。すべてについて事前に教えてもらわないとだめだみたいなことをすると、環境教育とか、利用のルールづくりとか、そこまではという話はあるかもしれませんが、ですから、事前に再生会議の議論の中で、個別に、例えば護岸については重要事項だから手をつける前の段階で一旦入れてもらいたいということを議論した上で指定して、事前報告を求める事項をこちらからお願いしていくという対応を取っていく道はありますので、私は今の段階ではこういう形でいいかなと思っております。

後藤委員　　モニタリング体制のところでも僕もすごく気になっていまして。実は計画案の 141 ページに「モニタリング体制の確立」ということで、ちょっと読ませていただきますが、「三番瀬再生計画で実施される事業については、初期の段階から市民、環境団体、漁業者、専門家、行政などの多くの個人や団体が参加し、計画の目標やモニタリングの指標、方法を公開で議論し、共有していく仕組みをつくる必要があります」ということなので、これが本当の基本原則であって、その中に専門家なりの評価委員会というのがあるので、トー

タルとしてはいろいろな主体が混ざって、それをみんながモニタリングをしていこうという仕組みで、事業を始める前の段階からきちっとそれらを見ていきたいと思いますというのが円卓会議の趣旨だと僕は思うので、そこをモニタリングだけで切り分けて、そこだけの部分に「モニタリング」という言葉を使うと、その精神が非常に歪んでいる気がするのです。ですから、その部分をしっかり考えていただきたいと思います。

総合企画部参事　　ただいまの再生計画案 141 ページから 142 ページにかけての記載のことに  
ついて説明いたしますが、お手元の資料ですと、11 ページの「マネジメントサイクル  
による三番瀬再生事業の進め方」の右下に「三番瀬全体のモニタリング結果」というのが  
ございます。後藤委員が指摘されているのはそのところだと思います。このモニタリン  
グの体制をどういうふうにつくるかということは、確かに重要な課題ということで認識し  
ておりますので、そういう全体的なモニタリングの下で評価委員がそれらも含めて評価し  
ていくと、そんな構造で考えているところがございます。

後藤委員　　そうしますと、この点線の部分が三番瀬再生会議だとすると、三番瀬全体のモニタ  
リング結果とかそういう部分は点線から外れているということは、三番瀬再生会議の仕事  
ではないと認識なさっているとしか読めないのですが。

大西会長　　今のポイントは、141 ページの記述は再生会議の構成にかなり近いとも読めるので  
すが、モニタリングの一部を再生会議そのものが担うということもあると思いますが、そ  
れ以外にもっと幅広くモニタリング運動みたいなものやしていこうと、そういうお考え  
なのですか、県の説明は。

市民、環境団体、漁業者、専門家、行政というのは、これは再生会議の構成だけれども、  
これそのものではないのでしょうか。

吉田副会長　　私も後藤さんと同じことを指摘したいと思っていたのですが、まさに後藤さんが  
ご指摘になった 141 ページから 142 ページというのは、三番瀬全体のモニタリングのこ  
とだけではなくて、モニタリングは二つあるのです。私も二つあるので混乱しないよう  
に共通理解を図りましようと言おうとしたところで、その議論があったのですが。

11 ページの図でいくと、実施計画を検討して Plan、Do、そして Check する、  
このモニタリングはいわば環境影響評価の事後調査のようなモニタリングで、こういう事  
業をしたらこういう影響はあるだろう、でもここまでは何とか我慢して実施しようでは  
ないか、でもそれ以上に影響が出てしまっているから、ではそれはフィードバックしてち  
よっとやり直しましよう、そういう意味での事業に伴うモニタリングですね。

右下に書いてある三番瀬全体のモニタリングというのは、三番瀬の環境をもう少し長期  
的に、かなり中長期的に見て、どういう再生の方向で行こうか、それに対してもっと劣化  
している方向に行っているのか、全体的に事業がうまくいってよくなっているのか、その  
あたりをみんなで見えていきたいと思います、そのモニタリングですね。

それが二つが混乱しているのです。

決して、先ほどの県の説明のように、右下のことだけを 141、142 ページは言っている  
わけではなくて、例えば の「実施計画案策定のための調査時点からの合同調査の実施」  
とか、モニタリングの方法や指標づくりなどについては、ある程度事業に関するモニタリ  
ングも参加でやっていきたいと思いますということを言っていると思うのです。そういう意味  
では、この図は説明不足であるのは確かなので。例えば専門家の評価委員会、後ろのほう

の設置要綱を見ると、影響予測ということは書いてありますし、専門家と市民参加で予測をして、どのくらいの影響があるだろう、それをみんなで納得した上で進めましょうと。それに事後調査をした上で、これは予測の範囲内なのか、それともちょっと影響が出過ぎているのか、それを判断していきましょうということをこの再生会議にもかけると。二つの意味合い、両方とも市民参加が求められているのだろうと私は解釈しますが、

総合企画部参事 先ほど私は全体的な話だけしか確かにしておりませんでしたので、それは訂正いたします。

実は、この後で、議題の中にもそういう具体の体制づくりの一環として始めたいものも含めておりますので、私の先ほどの説明では不十分かとは思いますが、訂正いたしますとともに、両面のモニタリングといいますか、全体的なモニタリングと個々の事業に関連したモニタリングがあるということは認識しておりますので、改めて具体の事業をこれから進めていく上で考えていきたいと思っております。

## (2) スケジュールについて

### ア 個別検討委員会の基本的な考え方について

## (3) 三番瀬再生会議への報告事項

### ア 平成16年度事業について

大西会長 それでは、具体的な話がないとわかりにくい点もありますので、残された議題について、残り時間がなくなってきたので、特にきょう諮る必要があるものについて説明を県のほうで一括してお願いできますか。

事務局 それでは、お手元の資料 14 ページ、資料 No. - 2 をお開き願います。議事次第の議事(2) スケジュールについてに対応するところがございます。これについて説明させていただきます。

今までお話しも出てきていましたように、三番瀬再生計画の策定と並行して進める事業の進め方についてご相談させていただきたいと思っております。

円卓会議から提出された「三番瀬再生計画案」、この中にはいろいろ提案いただいておりますが、骨子については 31 ページ以降に参考資料として付けてございます。

この再生計画案の中に、緊急性、継続性を指摘されている事業がございます。具体的には、そこに書いてございますように 3 項目、護岸、調査、環境学習・利用というものがございますが、こういったものについては三番瀬の県としての再生計画の策定と並行して一部事業に着手させていただきたいという考え方を持っております。ただし、この事業着手については、県として策定する「計画案策定」、ここに最終的に包含されていく。この県としての計画案をつくる段階にも、右側にございます本日設置した三番瀬再生会議の諮問機関としての答申を受け、それから左側にございます、直接事業に関係する方々として、国、関係市、漁業関係者の意見を聞いた上で計画案として定めまして、それをパブリックコメントとし、県としての再生計画案に持っていくという考え方でございます。

今後の進め方について、次の 15 ページをお開き願います。県としての三番瀬再生計画のスケジュール案でございます。

大きくは三つに分かれております。「会議開催等」ということで、本日、第 1 回の再生

会議を開催しております。ここに書いてございますものはきょうの議題のとおりで、次回の第2回「三番瀬再生会議」にできれば県としての再生計画案の基本計画案について諮問させていただきたいと考えております。

同時に、この諮問をするにあたり、先ほど来お話が出ていますように、国、地元市、漁業関係者と協議をし、あわせて、今後策定してまいります具体的な事業を検討するための個別の検討委員会も立ち上げていかなければならないと考えております。

その個別の検討委員会のことについてですが、資料 No. 2 - 3、16 ページをお開き願います。「三番瀬再生計画の策定と並行して進めるべき事業」ということで、具体的に三番瀬再生計画案の中から抜粋しております。

四角の枠の中にありますが、太字の「5 海と陸との連続性・護岸」というところで、市川塩浜 1 丁目をはじめとする市川塩浜地先の護岸の老朽化に伴う危険性が指摘されていますので、緊急に安全な護岸を整備すべきです、という提案をいただいております。また、塩浜 1 丁目では、越波を防止できる程度の安全性を確保した護岸を緊急に整備すべきです、という提案をいただいております。

「7 海や浜辺の利用」というところですが、これは本文の 125 ページのアクションプランからの抜粋ですが、必要なルールについて、三番瀬の保全を妨げる利用をなくしていくように、円卓会議の方向性を受け、公開で議論していく必要があります。さらに、各地域で施設や市民が中心となって適正な利用に必要な細かなルールを定めていくようにします。今後は、再生の場の維持管理や、周辺のまちづくりと協同して行うなど、早期にできるものから各市域で進めていきます。

「8 環境学習・教育」の項ですが、三番瀬と周辺地域の全体をエコ・ミュージアムとして活用し、活性化をはかり、維持管理・調査研究等に当たるため、市民や NPO・NGO、行政、各市の博物館相当施設、教育機関など、関係する多様な主体による設立準備委員会（仮称 三番瀬エコ・ミュージアム準備委員会）を直ちに組織し、きちんと時間をかけて議論をしていきます。

17 ページをお開き願います。

「第三章 課題」の中の「科学的な調査の継続・充実」でございます。三番瀬の再生にあたって、科学的な調査を継続的・定期的に行い、その結果に基づいた検討を行うことが必要です。そのための科学的な調査を継続し、充実していくことが必要です。という提案をいただいております。

2の「県の考え方」ですが、県といたしましては、三番瀬の自然環境の再生に向けて、いま説明させていただいたような再生計画案の中に記述されている事業について、計画策定と並行して進めるべきと考えました。これらの事業については、三番瀬再生会議に説明した上で積極的に取り組んでいきたいと考えております。

これらの事業については、いま説明したとおり、三番瀬再生会議に事前に説明した上で事業着手すべきところですが、再生計画案の中で提案されている再生事業のうち緊急性や継続性が求められている下の表に書いてある五つの事業については、16 年度事業として、10月26日に説明会を開催し、一部調査に着手しているところでございます。

このように、計画策定と並行して進めるべき事業を県として考えているところを説明させていただきました。



さらに、18 ページ、県としての再生計画、これは先ほど来、基本計画と事業計画の二本立てであるということを説明しておりますが、事業計画策定にあたっての手順を説明させていただきます。

マル印と右下の説明のマル印が対応しております。先ほども説明していますが、基本的な考え方について説明し、それに対する意見をいただき、県として知事のもとに必要な検討委員会を設置し、個別の事業計画をつくっていくという形でございます。

この個別の検討委員会の設置に係る基本的な考え方について説明させていただきます。

19 ページの資料 No. 2 - 5 をご覧ください。

知事が策定する再生計画のうち、個別の事業計画について検討するため、必要に応じて設置する「個別の検討委員会」の基本的な考え方を次のように整理しました。

1 点目は、「個別の検討委員会」は、三番瀬再生検討委員会（以下「円卓会議」といいます）から提案された「三番瀬再生計画案」の適正な実現に向け、県が行う個別の事業計画（案）の策定や事業実施にあたって、助言をいただくことを目的に、知事の下に設置させていただきます。

2 点目ですが、委員の構成分野は、学識経験者を中心に、委員会の性格に応じて必要な分野を追加いたします。

県は、三番瀬再生計画案を実効性のあるものとするため、個別の事業計画を策定するものであり、個別の検討委員会では科学的な知見に基づく検討を基本とし、経験的な知見や一般県民等の意見も聞きながら進めていくことといたします。

また、三番瀬再生会議における審議が円滑に行えるよう、三番瀬再生会議の委員に対し、個別の検討委員会の委員として参加を要請し、連携を密にすることといたします。

なお、委員の人数は、検討に必要な適正人数とし、20 名程度を上限としたいと思っております。

3 点目として、会議の開催方法は、三番瀬円卓会議で培われた「情報公開と住民参加」という理念に基づき、委員への住民参加と一般県民が検討のプロセスを知ることができるよう公開により行うことといたします。

また、よりよい事業計画案を策定するため、建設的な意見を一般県民からのファックスやメール等により聞くとともに、会議参加者の意見も聞くという従来の手法も取り入れながら運営してまいります。

「個別の検討委員会」の設置の基本的な考え方まで説明させていただきました。

大西会長 きょうはこれで議題としては終わりになりそうですが、それでよろしいですか。事務局で、それでは困るということがありますか。

総合企画部参事 大分時間も迫っておりますので、できればきょう用意した議案について説明させていただければと思うのですが。

大西会長 では、手短にお願いします。

事務局 引き続きまして、20 ページ、資料 No. 3 「平成 16 年度事業について」、関連するもので説明させていただきます。

これにつきましては、県が実施する調査事業として 4 項目、市民提案の調査事業 1 項目、合計 5 項目ございます。それぞれについては担当部局から説明いたしますが、県が実施する調査事業として、1 . 三番瀬漁場再生事業、2 . 市川海岸塩浜地先護岸改修に係る調査、

3. 三番瀬の「自然環境の科学的な情報の集積事業」、4. 環境学習及び利用・管理に関する検討、市民提案の調査として三番瀬「市民参加による現地調査事業」の5点について、それぞれ説明させていただきます。

事務局（水産局漁業資源課） 平成16年度「三番瀬漁場再生調査事業」について報告申し上げます。資料No.3-1、21ページから24ページまでです。

当事業は、15年度から17年度までの3年間の予定で計画を実施されているもので、三番瀬を優良な漁場として再生するための調査を目的とするものでございます。

調査事項としては、アオサ調査、アサリ調査、藻場造成調査の3調査でございます。

時間が詰まっていることでは先に行かせていただきますが、「3 調査内容」として、これはわかりやすくするためにカッコ書きしてあります。

まず（1）アオサ調査ですが、発生量調査、回収手法の検討、マリンサイレージ化試験でございます。

それから（2）アサリ調査ということで、波浪減衰区生残調査、波浪観測調査の2点でございます。

（3）藻場調査。生息環境調査、アマモ移植・播種試験、アマモ種子育成試験ということで3項目でございます。

次に「4 事業スケジュール」ですが、16、17年度とも、4月から6月までは年間調査計画の策定、調査実施、7月から12月まで調査実施、1月から3月まで調査実施、取りまとめ、事業報告を行います。

「5 これまでの調査結果」ですが、平成15年度調査結果については、（1）アオサ調査ですが、これは遺伝子解析において、アナアオサ、ミナミアオサ、リボンアオサの3種類が判別されました。

2番目にアサリ調査ですが、波浪減衰効果把握調査ということで、広範囲にアサリの密度減少が認められた。ただ、既存のノリ養殖施設での波浪減衰効果とアサリ保護効果が認められたということでございます。

3番目に藻場造成調査ですが、これは、富津干潟等を調査したのですが、結局は富津干潟の株を移植を行うことが適正と判断されました。

それから、平成16年度、これは中間報告ですが、アオサ発生量調査。秋口に全域的に多くなる。また、桁網による試験回収を実施する。桁網というのは、簡単に言えば、口の字形の鉄棒に袋状の網を取り付けたものでございます。これは24ページの図面の19点のアオサ調査点でございます。

大西会長 事業説明はこの案件だけにします。あと5分ぐらい説明していただいてもいいです。5件は今の調子だとやれないと思いますので、今の事業についてだけ説明していただきます。

事務局（水産局漁業資源課） 今のは平成16年度調査（中間報告）で、今、アオサ発生量調査について説明しましたが、次に、マリンサイレージ化試験。アサリ稚貝（殻長3mm）を用いての給餌試験を行った結果、成績は余り芳しくなかったということでございます。

（2）アサリ調査ですが、ノリ養殖支柱柵を設置して波浪減衰による減耗防止効果調査を、実験区、24ページの図の右のほうの四角のアサリ調査点、この区域内で10月から実施して2月まで継続予定でございます。波高観測は12月から実施しております。

最後に藻場造成調査ですが、生息環境調査ということで、4月から月1回19地点、アオサ調査と同じですが、水温、水質調査を実施しているところでございます。

それからアマモ移植・播種試験ということで、5月に、試験区 24 ページの図の上のほうに三角であらわした藻場造成調査点5点、ここに移植しましたが、夏期の高水温（28 以上）のため枯死した。10月に再度移植して、試験を継続しているところでございます。

それからアマモ種子の育成試験ということで、富津干潟周辺のアマモを採取・育成し、1,250粒を採取しました。これを15年度試験を実施して採取した種子とともに、1カ所約7,500粒を11月下旬に5カ所に播種したということでございます。

以上でございます。

大西会長 この位置づけとしては、個別事業にかかわるどういう位置づけになるのですか。もう1回復習すると、我々の設置要綱でいくと、重要事項の説明を受けているということになるのですか。その下の3番ですか。第2条の(2)なのか(3)なのか、これは何の説明を受けているということになりますか。

三番瀬再生推進室長 「(所掌事務)」の2条の(2)及び(3)、両方に関係します。

大西会長 今、特に後段のほうで、21ページからの資料について説明してもらいましたが、これも二つにまたがっているということですか。

三番瀬再生推進室長 実際に計画をつくった段階で本当は事業を進めたいというのがございましたが、こういう重要事業については事前に説明して進めていきたいというところがあって、先に事業を実施することについて現状を報告して、意見を述べていただくということがございます。ですから、両方だという認識でございますが。

大西会長 本来は、再生計画の基本計画があって、事業計画があって、その下で重要事項についての説明や、実施事業の内容や影響についての節目での報告があるのだけれども、ご承知のようにやや変則的な段階、大もとの計画がまだ県としてはない段階で、しかし季節性のある調査とかそういうのはやらざるを得ないということで、本来の姿から見ると多少変則的になっていることは皆さんご理解いただいていると思います。しかし、我々はそれを伺って意見を述べるという役割になっていますので、余り聞きっぱなしで時間がなくなるということではいけないので、きょうは時間的に一つだけに。もう会議時間は終わっていますが、会場の都合でいくと9時15分まで会議ができて、5分で全員退場してくださいということです。そういう枠で、積み残しについては意見を継続して述べるということにならざるを得ないと思いますが、以上の含みでご発言いただきます。

倉阪委員 16ページの資料No.2-3ですが、そもそも再生計画の策定と並行して進めるべき事業というのはあり得ないのであって、再生計画の策定自体が異常に遅れてしまったためにやむを得ず調査を先行しなければいけなくなったということだと思います。この中で、調査の類は仕方がないと思うのですが、実際に環境影響が発生し得るもの、実際に手をつけてしまうようなものについては、実施計画を作成する段階で事前に再生会議のほうに報告するというルールを明確にしておいていただければありがたいと思います。

二つ目、19ページ、資料No.2-5ですが、個別の検討委員会の委員として再生会議の委員が参加して連携を密にすると書いてありますが、個別の検討委員会の検討内容の説明責任はこの委員が負うわけではなくて、県ないしこの検討委員会を行っている主体が説明

責任を負うということは、明確にしておいていただきたいと思います。

以上2点です。

清野委員 これはまとめて水産局から文書でご回答いただければと思います。意見を申し上げます。

私は、アサリの調査に関しては、再生会議の専門家委員として、会議が終わった後も調査に参加して、そのデータ解析について、水産局に議論の場を設けてくださいということをお願いしました。いまだに設けていただけていないということがあります。

それから、再生会議の議事録をずっと見ていただきますと、あのデータからこの結論を導くのは非常に厳しいと、多くの専門家が言っております。それにもかかわらずこういう調査を継続されたということに関して、科学的な見解を述べていただきたいということで。これができない場合は、先ほどご説明がありました科学的な議論が、この一つもできないようでしたら、おそらく無理だと思います。やっぱりこれは、初めの一步ですので、きちんと一般的にデータを見て多くの人々が納得できて、では次の年はこうしようという、そういった計画的な調査を設計していただきたいということです。

それから、先ほど、調査に関しては、再生会議が、あるいは専門家、民間の委員が意見をするとか評価をするということですが、意見と評価をしても聞いてくれない場合があり得るということです。その場合には、せっかくの調査費が非常に散発的に使われてしまって、計画の実行にフィードバックされないという恐れが生じますので、そのあたりは、意見を言われた場合にどういうふうに対応されるかということ、県の組織としてきちんとしたラインをつくってください。これは専門家が参加する上での基本的な仁義の問題ですから、ルールとマナーですから、それは遵守していただきたいと思います。それがあればきちんとした関係性がつくれると思いますが、そうでないとほかの調査との整合性が取れなくなって、公費での調査が無駄になります。ですから、それはぜひお願いしたいと思います。

川口委員 まず、今のお二方に対する反論から始めます。

こういう会議で、今まで2年間という歳月を費やして、またこの会議も2年間かかるわけですね。ですから、緊急性のある問題は、例えば具体的に言えば直立護岸の問題ですが、破損している部分は大変危険な状態にあると思います。それは修理しても今の環境には何ら悪影響が起きる問題ではないと思いますので、それは早く先行して結論を出すべきだと思います。

それと、今、科学的に全部根拠がないと何もできないような話が出ましたが、海のことですべて科学的に分析できてやれることなんて、それは不可能だと思いますよ。この会議で漁業者がいないということを僕は問題視しているのですが、漁業をやる人は経験則で、日の出を見たり、波、風なんかで見ていますので、それがすべて科学的根拠に基づく生活ではなかったわけですね。その点だけ反論させていただきます。

それから、14ページの図を見ていただきたいのですが、これは、国、関係市、漁業関係者が左のほうに入っていて、三番瀬再生会議が右になっていますね。矢印のベクトルというか、矢印の大きさが一緒ですが、力関係によってこの再生会議そのものが余り大きな意見にならなくなったりということに……。18ページの「個別の検討委員会」、18ページは知事直接になっていますが、14ページの図で言うとどこに入るのでしょうか。

国、関係市、漁業関係者、これに普通は利害関係者、地権者とか入って、今までの行政は片側だけで全部物事が進められたと思うのです。せっかくこういういい会議ができたのですが、こういうふうに左側にまとまってしまうと、この会議が形骸化されてガス抜きになったりする懸念があると僕は感じました。ですから、ぜひともオープンな会議をする意味で、この会議に漁業者、関係市の皆さんの参加を求めて、多様な意見、いろいろな意見があって、10人やって10人の違いがある中から、新しい結論とか、今まで気がつかなかったような問題解決の方法が出たりすると思いますので、なるべく、オブザーバーじゃなくて、直接この会議に参加してほしいというのが、僕の感想です。

佐野委員 川口さんの発言を聞いていて、円卓会議がどういう会議だったのか、あるいは再生計画案というのはどういうものだったのかというのを、みんなで再度きちっと確認する必要があるかなと感じました。例えば、清野さんが言われたことは、私は、ある意味、今までの円卓会議の流れからすると当然のご質問だったなと感じておりますし、漁業者の経験則もこの中にはちゃんと「生かそう」と書いてあります。ですから、漁業者の意見を全く無視してということは考えておりませんので、そこは確認していただきたいと思うのですが。

私が言いたかったのは、こういう会議の持ち方が、円卓会議のときに失敗したなと思ったことなのですね。市民参加で会議を進めるということは、すごく時間がかかると思うのです。だから、余り時間が押せ押せにならないようなことで。もしそういうことになりそうになったら、大変ですが、臨時でももう1度会議を開くということを僕はぜひ考えていただきたい。円卓会議の中では、こういう形になって、決まったのだから決まらなかったのかよくわからなくて話が進んでしまったということが往々にしてあったと思うのです。ぜひ反省を生かしていただきたいと思います。

竹川委員 この間、24日の漁場再生検討会議に出て、きょう委員として参加されている工藤さんのお話をいろいろ伺ったのですが、そこで今の4項目の調査は随分論議していただいた。本来であれば、漁場再生検討会議でどういうふうな意見が出て、調査の問題も論議したのかという説明をお聞きすればもうちょっといいんじゃないか。調査の項目自体が決まったからということで事業として一人歩きしていますが、実際のところ、漁場再生委員会の中では、漁業者の人も含めて、この調査の計画はたたき台としてもちょっとどうなるのかなという意見が非常に強かったと思います。したがって、この調査も決まって予算がついたからどうしてもやるのだということではなくて、実際の漁業者の意見も聞いて、本来無駄でない調査をぜひともやっていただきたいと思います。

現在、個別検討委員会というのは幾つできていて、どういう会合を持ったのかということも、知らされていないのではないかと思います。例えば護岸のほうも調査をやっていますが、検討委員会がどう立ち上がっていたのかということもこの次に聞きたいと思います。

大西会長 きょうは時間切れです。会場の中で、どうしても今までのことを聞いて発言したいという方がいらしたら、2人だけ認めたいと思います。

ちょうど2人、手が挙がりましたので、大変恐縮ですが、30秒ずつでお願いします。

発言者D 江戸川区からまいりましたDと申します。

20ページの平成16年度事業の中に、2005年までに三番瀬をラムサール条約に登録するという事案をぜひ入れていただきたいと思います。

いきさつについては、33 ページの一番下に 2～3 行で入っています。

今、環境省が、来年 1 月の締約国会議に向けて、9 カ所、日本で新たに登録しようと進めています。三番瀬も含めて、54 カ所の候補地の中から、いま選定に入っているところです。その期限が、3 月の最後の会議で登録地を決めるとなっています。三番瀬の場合は、環境省が、再生会議がどうなるかということを見守っているところです。ぜひ入れていただくようお願いいたします。

発言者 C C です。

パブリックコメントというのは、市民参加の中で非常に大切な部分だと思います。12 ページ、14 ページ、18 ページの図を見ると、パブリックコメント、それでいきなり決定・公表に行ってしまうている。15 ページのスケジュールの説明の中では、「パブリックコメントへの対応」というのも出てまいります。ここは基本的に図の中でパブリックコメントについてこの会議できちんと議論するという段階を明らかにしていただきたい。これは時間がかかることで、前の円卓会議でも、県のほうでもパブリックコメントの整理は非常に苦労されたと思いますが、それだけにいろいろな内容を含んでいて大事な問題である。この図だけの手続ですと、非常に大事な提案とか批判が求められるかどうかの問題です。特に個別事業のところでは抜けてしまう恐れがあります。

大西会長 ありがとうございます。

きょうは変則で、いつも時間切れになるケースが多いのですが、不手際もありまして申しわけありませんでした。

きょう決まったことを確認して終わりにしたいと思います。

きょうは非常に重要な点は、設置要綱について合意したということです。したがって、この再生会議は正式に発足した。ただし、漁業関係者については席は空けてあるということになります。

その中で、特に 2 条の 2 項、3 項あたりの内容について、必ずしもはっきりしないということで、どんなものかというのを予行演習的に、きょうは漁場再生というテーマについて一通り説明していただいたということになります。ただし、これについては、説明を受けて意見を述べるということになっています。意見については、ここに絞っての意見はまだ不十分だと思いますので、継続したいと思います。したがって、具体的な 2 項、3 項が適用される案件については、一つについて説明していただいたけれども、意見を述べるということがまだ不十分だということで、これについて継続にさせていただきます。

ただ、全体として調査的なものが多くて、したがって、さっきの倉阪さんの発言に沿って言えば、すぐに何か物理的な変化が起こることでは必ずしもないので、今この段階で、やり方について試行錯誤になりますが、固めていくことが重要なのではないかと思います。したがって、必要な調査について、既に調査に入っているものについては県の責任において進めていただいて、それについてはきょうの漁場再生のような格好で中間的な報告をしていただく。つまり、2 項と 3 項にまたがった報告をしていただくこととなります。しかし、次回の会議をそう日を置かないで開催したいと思っていますので、その点では現在とは余り変わらない状態で会議ができるのかなと思います。

そういうまとめにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

佐野委員 そうしますと、8 ページ以降、組織図とかいろいろありますが、これについてもま

だ確定ではないと理解してよいですね。

大西会長　　そうですね。一通り最後までイメージを具体化するために、漁場再生を例にとって通しでやってもらった。したがって、これらについてまだ意見を述べていませんので、これからもう1度次回の会議でそれらも含めて議論したいと思います。

#### (4) その他

大西会長　　それでは、さっき申し上げましたが、会議の開き方で、安定すれば今年度は大体2月に1回と考えています。ただ、最初のところでどんなことを我々が議論するのかということが明確になっていないところがありますので、次の会議は少し詰めて開きたいと思いますが、いろいろな準備、年末年始を挟みますので、1月の終わりぐらい、ちょうど1月後ぐらいに開催したいと思うのですが、日程について二つ候補を申し上げますので、出席できないほうに手を挙げてください。多いほうで決めたいと思います。

一つが1月26日、水曜日です。ご都合が悪い方……。(挙手)

もう一つは1月27日、木曜日、こちらが都合が悪いという方……。(挙手)

27日のほうがご都合が悪い方が多いようなので、26日(水)に第2回目を。これは、きょうの議論の続きをやらせていただくということで。きょうは知事さんとのやり取りなどがありまして時間がずれ込んでしまいました。なるべく8時半であれば8時半に終わるように議事運営したいと思いますが、立ち上がりどうしてもいろいろな意味で慣れるまで時間が不規則になるかもしれません。

次回の会議のときに、それ以降、奇数月の第何何曜日とか、そんな感じで設定してお諮りしますので、今年いっぱい会議の日程を決めたいと思います。

きょうはそういう意味で中途半端なところで終わりましたが、継続した議論を次回したいと思います。

以上で終わりにさせていただきます。

#### 7. 閉 会

大槻副知事　　寒くなってまいりましたが、お疲れさまでございました。次回、1ヵ月後でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。ありがとうございました。

以上